

周防大島町告示第60号

平成18年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年9月1日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年9月8日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	黒田 壇豊君
広田 清晴君	魚原 満晴君
富田 安英君	木村 潔君
中本 博明君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	小田 貞利君
尾元 武君	久保 雅己君
新山 玄雄君	

9月21日に応招した議員

9月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年9月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年9月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 認定第1号 平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第12号 平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第18 認定第13号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第4号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第5号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第6号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第7号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第26 議案第8号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第9号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第10号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第29 議案第11号 平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第30 議案第12号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第31 議案第13号 字の区域の変更について
- 日程第32 議案第14号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第15号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第34 議案第16号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第17号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第36 議案第18号 山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について

- 日程第37 議案第19号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 日程第38 議案第20号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について
- 日程第39 議案第21号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第40 議案第22号 山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について
- 日程第41 議案第23号 山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第42 議案第24号 山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第43 議案第25号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第44 議案第26号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第45 議案第27号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第46 議案第28号 山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第47 議案第29号 山口県市町総合事務組合の設立について
- 日程第48 議案第30号 柳井地区広域消防組合規約の変更について
- 日程第49 議案第31号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第32号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第33号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第34号 平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 認定第1号 平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 認定第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第12号 平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第18 認定第13号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第4号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第5号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第6号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第25 議案第7号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第26 議案第8号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第9号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第10号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第29 議案第11号 平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第30 議案第12号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第31 議案第13号 字の区域の変更について
- 日程第32 議案第14号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第15号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第34 議案第16号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第17号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第36 議案第18号 山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について
- 日程第37 議案第19号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 日程第38 議案第20号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について
- 日程第39 議案第21号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第40 議案第22号 山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について
- 日程第41 議案第23号 山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第42 議案第24号 山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第43 議案第25号 山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第44 議案第26号 山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第45 議案第27号 山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

- 日程第46 議案第28号 山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第47 議案第29号 山口県市町総合事務組合の設立について
日程第48 議案第30号 柳井地区広域消防組合理約の変更について
日程第49 議案第31号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
日程第50 議案第32号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
日程第51 議案第33号 むつみ荘の指定管理者の指定について
日程第52 議案第34号 平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結について

出席議員（25名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	政策企画課長	中野 守雄君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長	橋本 澄夫君		

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） 本日は御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから平成18年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、平村真成議員、13番、魚谷洋一議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る9月1日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの15日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してあるとおり会期日程のとおり、本日から9月22日までの15日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本年6月以降本日までに本議会に提出されております文書について御報告いたします。

地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情、要望について受理いたしましたものは、お手元の文書表のとおり受理番号23号、24号の2件であります。既に御通知いたしておりますとおり、議会運営委員会にお諮りいただき、2件とも議員配布として既に皆様方にお届けいたしております。

最後に、建設環境常任委員長より委員会の行政視察研修の成果報告が提出されておりますので、お手元にその写しを配布いたしております。御高覧いただきたいと思います。建設環境常任委員会の皆様、研修御苦労さまでございました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成18年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折、早朝から御参集を賜り、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、人事案件1件、決算の認定に関するもの13件、補正予算等に関するもの10件、剰余金処分に関するもの1件、字の区域の変更等に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの4件、県下の一部事務組合等の解散・統合に関するもの12件、組合規約の変更に関するもの1件、指定管理者の指定に関するもの3件、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

まず、同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につきまして同意を求めることについてであります。

来る11月26日を以って任期満了となります周防大島町教育委員会委員の任命につき、議会の御同意をお願いをするものであります。

次に、認定第1号から認定第13号までの13件は、平成17年度各会計決算等の認定についてであります。

平成17年度は、合併後初めての通年予算を立て、新生周防大島町として各種の事業実施に取り組んでところであります。本日は、平成17年度の周防大島町一般会計歳入歳出決算をはじめとした各特別会計歳入歳出決算、周防大島町公営企業局事業決算、山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをするものでございます。

監査委員の決算審査意見並びに主要施策成果説明書を添えて決算書をお配りをいたしているところでありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができました。

このことは、議員各位をはじめ町民の皆様方の温かい御理解と御協力のたまものであり、ここに深く感謝の意を表する次第であります。

決算の詳細内容につきましては、後ほどそれぞれ担当から御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,728万2,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ161億9,667万2,000円とするものであります。

議案第2号は、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,539万5,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ36億1,608万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,657万1,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ27億9,572万円とするものであります。

議案第4号は、平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ2,693万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ945万9,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,447万5,000円とするものであります。

議案第6号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ639万6,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,158万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、財源の組みかえに伴う補正を行うものであります。

議案第8号は、平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4,875万円とするものであります。

議案第9号は、平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ8,552万6,000円とするものであります。

議案第10号は、平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ983万8,000円とするものであります。

議案第11号は、平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてであります。

公営企業局事業において、平成17年度に発生をした純利益を処分しようとするものであります。

議案第12号と議案第13号は、新たに生じた土地の確認とそれに伴います字の区域の変更についてであります。

国道437号線の道路改良工事が事業完了し、和田、伊保田間の両地区において、公有水面埋立法の規定に基づき竣工認可された新たに生じた土地の確認と、それぞれに関連する字の区域の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

最近の社会情勢等を考慮して、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限の一部を改正する人事院規則が公布施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

洪水や高潮等のハザードマップを作成するにあたり、周防大島町ハザードマップ検討委員会を設置をし、委員報酬の支払いをするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 16 号は、周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

旧久賀町の旧棕野保育所においては、平成 15 年に廃止をし、その後、利活用についていろいろ検討してきたところですが、このたび社会福祉施設への転用が適当であるとの結論に至り、条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法の一部改正によりまして、出産育児一時金が改正されましたので、条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号から議案第 29 号までの 12 案件は、山口県内における県単位の一部事務組合を解散・統合し、これらの共同処理事務を一元的に処理する、複合的一部事務組合を新たに設置するための関連議案であります。

議案第 18 号は、山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について。

議案第 19 号は、山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について。

議案第 20 号は、山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について。

議案第 21 号は、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について。

議案第 22 号は、山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について。

議案第 23 号は、山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について。

議案第 24 号は、山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第 25 号は、山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第 26 号は、山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第 27 号は、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第 28 号は、山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第 29 号は、山口県市町村総合事務組合の設立について。

議案第 30 号は、柳井地区広域消防組規約の変更についてであります。

消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行されましたことに伴いまして、柳井地区広域消防組規約の一部変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 31 号から議案第 33 号までは、指定管理者の指定についてであります。

本町の一部の公の施設について、指定管理者を指定をし、運用を開始するものであります。このたびは、自治会を非公募により指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第 31 号は、油宇集会施設の指定管理者の指定について。

議案第 3 2 号は、小泊集会施設の指定管理者の指定について。

議案第 3 3 号は、むつみ荘の指定管理者の指定についてであります。

議案第 3 4 号は、平成 1 8 年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町大字東安下庄のユタカ工業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いをするものでございます。

以上が、本日提案しておる議案等であります。

この際、行政報告を申し上げます。

新聞等で既に御承知のことと存じますが、去る 8 月 2 日、私は北原防衛施設庁長官を訪問し、米軍岩国基地再編に伴う要望書を提出をいたしました。5 月 3 0 日の閣議決定の趣旨を尊重し、これを踏まえて、お互いに接点を求めて努力するという現実的な対応が求められていると考え、住民生活の安心、安全対策、騒音対策を講じていただくとともに、地域振興策についても法制面及び経費面を含めた制度化を早急に措置をしていただきたい。その際には、本町の実情と要望内容に十分配慮をいただき、適切な措置を講じていただきたいといった内容の要望をいたしました。

これに対しまして、北原長官から、政府として閣議決定を踏まえて、責任ある誠実な対応をするとともに、地域要望等については、個別に協議をし、知恵を出しながら対応していきたいとの回答をいただいたところでございます。

なお、二井山口県知事におかれまして、8 月 2 4 日に岩国基地の軍民共用化のための来年度予算要望で防衛施設庁を尋ね、米軍再編については既に閣議決定も行われ、着実に実施されるものと理解をしているという見解を伝えるとともに、地域振興策として、民間機就航に必要な経費の負担を国に要望したと聞いております。

次に、後期高齢者医療制度につきまして御報告を申し上げます。

平成 1 8 年 6 月 1 4 日に成立をいたしました健康保険法の一部を改正する法律によりまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、7 5 歳以上を対象とする後期高齢者医療制度について、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営するとともに、平成 1 8 年度中に当該広域連合を設立し、平成 2 0 年 4 月から実施することが規定されております。後期高齢者医療にかかる広域連合設立準備委員会の設置に向けた事前調整を行うため、山口県内の全市、町の了解を得て、平成 1 8 年 5 月 2 2 日に設置をした山口県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事前検討会では、5 回にわたりまして広域連合設立準備会設置にかかる検討事項の協議を行いましたので、その検討、結果を御報告をいたします。

会の名称は、山口県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会とし、設置場所は、山口県自治会館 4 階の、山口県国民健康保険団体連合会の旧設置場所とする。委員会の委員は、県内全市、町

の市長をもって組織をする。幹事会は、全市、町の老人医療担当課長または国民健康保険担当課長、22人をもって組織をする。事務局は、市、県、国保連合会及び市、町、総合事務組合の職員で組織をする。事前検討会の委員である下関市、宇部市、山口市、萩市、岩国市、長門市、柳井市及び周南市の8市については、設立準備委員会事務局の発足当初から職員を派遣をし、残りの5市についてはできるだけ早い時期に派遣を行い、町については広域連合設立時に派遣をする。準備委員会の運営に要する経費は、全市、町の負担金により精算することとし、負担金は各市、町が12月補正で予算措置をする。

なお、事務局の設置は、平成18年9月1日となっております。

今後の予定は、今年度中の広域連合設立に向け、各市、町が12月議会において広域連合の規約を議決。県知事の許可を得て、19年2月には広域連合を設立をし、全市、町から40人程度の職員を派遣をし、20年4月の施行に向け準備を進めてまいることにしております。

次に、周東総合病院の小児科存続対策につきまして御報告を申し上げます。

現在、周東総合病院の小児科は、山口大学医学部から2名の小児科医の派遣を受けて診療に当たられております。そのうち1名の医師が開業を予定しており、平成19年3月に退職をされる予定でございます。小児科医が1名になりますと、周東総合病院の当直医の負担増や小児救急が困難となることから、山口大学では残りの1名の小児科医も引き上げを予定しているという状況でございます。山口大学側も地域医療の確保の観点から、派遣の継続について検討されていますが、全国的に小児科医不足、医師の都市への集中化、勤務医の過剰労働等に伴う開業志向などから、派遣できる小児科医がいないという厳しい現状となっているようでございます。

周東総合病院の小児科が廃止されれば、医療圏域に小児科の入院施設がなくなり。さらには小児救急にも大きく影響することが予想され、本町としても重大な事態と認識をしております。

この問題につきましては、現在も周東総合病院は山口大学と派遣交渉を重ねておられますが、小児科医を含めた地域医療を堅持するため、周東総合病院、柳井医療圏域内の3医師会及び市、町の三者による協議会を立ち上げ、協議を進めてきました。また、山口県医師会とも協議を進めてまいりました。柳井医療圏には、休日、夜間の一次を含めた小児救急が周東総合病院しかないことから、小児の診療が周到総合病院に集中をし、当直医に過重な負担がかかっております。当直医の負担を減らす方法としまして、協議会の中に作業部会を設け、周東総合病院の中に開業医の診療による夜間診療所の開設に向けて検討を開始をし、9月中には方針を出す予定としております。周東総合病院当直医の負担を軽減した上で、小児科の存続について山口大学、県医師会、県と協議を進めてまいり予定としております。周東総合病院の小児科存続問題の非常事態を回避するためには、周東総合病院、医師会、行政などの関係機関と住民が一体となって地域ぐるみの取り組みを進めることが必要となり、関係機関において検討、協議を進めております。

次に、竜崎温泉潮風の湯の竣工について報告を申し上げます。

竜崎温泉潮風の湯は、平成17年2月に着工以来、プールを併設した新館の増築と本館の改修工事を進めてきましたが、このたび完成をし、浴場施設は7月7日にグランドオープンいたしました。7月10日に来賓各位の御臨席のもとに竣工式を挙行し、翌11日にはプールにつきましてもオープンをいたしました。グランドオープン以来、2カ月を経過をいたしました。利用人数は、浴場施設において、昨年と比較いたしますとおよそ4割増と大幅にふえており、大変な盛況でございます。プールにつきましては、目標利用人数を下回っておりますが、オープン直後であることを考えれば、まずまずの利用状況と考えております。今後ともますますの利用促進を図ってまいりたい所存であります。

次に、同じ町名が縁で交流を重ねている佐賀県武雄市の橘小学校6年生と橘自治会が本年も7月12日から2泊3日の日程で来町をされました。今回は橘ウインドパークを拠点に、大島B&Gでのカヌー体験、なぎさ水族館、陸奥記念館の見学、橘では、生活改善グループの皆さんによる茶がゆ、鯛めしの郷土料理づくり、安下庄小学校児童との触れ合い学習を体験をされ、交流を通じて子供たちに島のよさと感動を与えました。

最後に、公営企業局関係について報告を申し上げます。

町立大島病院の新築移転用地についてであります。現在地に近く、患者が利用しやすい等の利点から、JRバスの用地等々を考えておりましたが、このたび中国JRバス株式会社から売却してもよいとの回答がありましたので、今後金額等につきまして相手方と折衝していきたいと考えております。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決をたまわりますようお願いをいたします。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5 . 同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、11月26日をもって任期満了となります中原徹也氏を周防大島町教育委員会委員として再度任命をいたしたく、議会の同意をいただくために提案するものであります。

中原徹也氏は、温厚誠実な人柄、また幅広い学識経験は、教育委員として適任者であると考えますので、任命に当たりまして議会の御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。中原徹也委員の任命につき同意を求めることについて、これを同意とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、中原徹也委員の任命につき同意することに決定いたしました。

日程第6．認定第1号

日程第7．認定第2号

日程第8．認定第3号

日程第9．認定第4号

日程第10．認定第5号

日程第11．認定第6号

日程第12．認定第7号

日程第13．認定第8号

日程第14．認定第9号

日程第15．認定第10号

日程第16．認定第11号

日程第17．認定第12号

日程第18．認定第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。吉村収入役。

収入役（吉村 正晴君） おはようございます。それでは、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成17年度周防大島町交通災害共済

事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明いたします。

決算書の3ページをお願いします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算総額175億3,560万円、調定額175億2,281万858円に対しまして、収入済額は170億8,446万282円で、調定額に対する収入率は97.5%でございます。不納欠損額959万7,643円につきましては、1ページの1款町税1項町民税69人の282万252円、2項固定資産税は75人の484万6,011円、3項軽自動車税は59人の28万1,600円、5項特別土地保有税は6社の83万9,100円、2ページの11款分担金及び負担金2項負担金では、保育料4人分の81万680円の合計でございます。

収入未済額4億2,875万2,933円の内訳につきましては、主に1ページの1款町税1項町民税現年222人、滞納繰り越し442人、合計664人で3,045万8,419円、2項固定資産税では、現年327人、滞納繰り越し424人、合計751人で5,000万8,383円、3項軽自動車税では、現年269人、滞納繰り越し336人、合計605人で402万6,400円、5項特別土地保有税は、滞納繰り越し10社で1,404万6,800円、2ページの11款分担金及び負担金2項負担金で、保育料の現年11人、滞納繰り越し38人、合計49人の595万5,240円、12款使用料及び手数料1項使用料で、住宅使用料の現年79人、滞納繰り越し196人、計275人の2,870万5,686円及び写真使用料1件14万1,000円の合計2,884万6,686円、13款国庫支出金1億5,321万2,000円、14款県支出資金7,004万8,750円、20款町債7,130万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収でございます。

5ページをお開き願います。

歳出の予算総額175億3,560万円に対しまして、支出済額は167億3,697万6,040円で、執行率は95.45%でございます。翌年度繰越額5億650万2,000円につきましては、6月定例議会において報告しております平成17年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。内訳は、4ページの4款衛生費1項保健衛生費で温泉利用施設等整備事業費1億325万7,000円、5款農林水産業費1項農業費で団体営ため池等の整備事業費648万円、2項林業費で林道開設事業費3,337万8,000円、3項水産業費で広域水産物供給基盤整備事業費外3件で7,372万6,000円、7款土木費2項道路橋梁費で道路新設改

良事業費 2,780 万円、5 ページの 10 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費で現年度漁協施設補助災害復旧事業費外 2 件で 2 億 5,686 万円、2 項公共土木施設災害復旧費で現年度道路橋梁補助災害復旧事業費 500 万 1,000 円でございます。不用額につきましては、事務事業の精算により 2 億 9,212 万 1,960 円となっております。

歳入歳出差引残額は 3 億 4,748 万 4,242 円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。詳細につきましては 49 ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照のほどお願いいたします。

なお、以後の各会計の事項別明細書につきましても説明は割愛させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、認定第 2 号平成 17 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

9 ページをお願いします。

歳入の予算総額 33 億 3,409 万 2,000 円、調定額 32 億 2,487 万 9,609 円に対しまして、収入済額は 31 億 3,377 万 7,693 円で、調定額に対する収入率は 97.18% でございます。不納欠損額は国民健康保険税の 96 人で 815 万 5,746 円となっております。また、収入未済額は国民健康保険税の現年 375 人、滞納繰り越し 390 人、合計 765 人で 8,294 万 6,170 円でございます。

10 ページをお願いします。

歳出の予算総額 33 億 3,409 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 30 億 9,989 万 8,118 円、執行率は 92.98% となっております。翌年度繰越額がゼロ円で、不用額は 2 億 3,419 万 3,882 円となっております。

歳入歳出差引残額は 3,387 万 9,575 円でございます。なお、被保険者の状況でございますが、17 年度末の世帯数は 7,899 世帯、被保険者数は 1 万 3,354 人で、加入率は 61.5% でございます。また、1 人当たり医療費は 34 万 4,730 円となっております。

続きまして、認定第 3 号平成 17 年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

13 ページをお願いします。

歳入の予算総額 52 億 6,919 万 6,000 円、調定額 51 億 5,297 万 471 円に対しまして、収入済額は 51 億 5,297 万 471 円で、収入率は 100% となっております。不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円でございます。

14 ページをお願いします。

歳出の予算総額 52 億 6,919 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 51 億 3,715 万

6,727円で、執行率は97.49%でございます。不用額は1億3,203万9,273円となっております。

歳入歳出差引残額は1,581万3,744円でございます。なお、年度末の老人医療受給者数は6,519人で、受給率は30.04%でございます。また、1人当たり医療費は84万4,121円となっております。

続きまして、認定第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

17ページをお願いします。

歳入の予算総額26億7,700万1,000円、調定額27億1,744万2,103円に対しまして、収入済額は27億1,186万9,556円で、収入率は99.79%となっております。不納欠損額の74万202円は、介護保険料の26人分でございます。収入未済額は介護保険料の現年118人、滞納繰り越し109人、合計227人分の483万2,345円でございます。

18ページをお願いします。

歳出の予算総額26億7,700万1,000円に対しまして、支出済額は26億4,465万1,472円で、執行率は98.79%でございます。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は3,234万9,528円となっております。

歳入歳出差引残額は6,721万8,084円でございます。なお、17年度末の第1号被保険者数は9,703人で、人口に占める割合は44.71%でございます。また、認定者数は2,125人となっております。

続きまして、認定第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

21ページをお願いします。

歳入の予算総額2,839万3,000円、調定額2,773万2,982円に対しまして、収入済額は2,773万2,982円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円でございます。

22ページをお願いします。

歳出の予算総額2,839万3,000円に対しまして、支出済額は2,773万2,982円で、執行率は97.68%でございます。翌年度繰越額がゼロ円で、不用額は66万18円となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。なお、訪問看護利用状況、利用実人員は37人で、利用延べ回数は1,724回となっております。

続きまして、認定第6号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につま

して補足説明をいたします。

25ページをお願いします。

歳入の予算総額10億5,262万4,000円、調定額10億7,367万4,788円に対しまして、収入済額は10億4,355万3,592円、収入率は97.19%でございます。不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は2款使用料及び手数料1項使用料で、給水使用料の現年476人、滞納繰り越し800人、合計1,276人の3,012万1,196円でございます。

26ページをお願いします。

歳出の予算総額10億5,262万4,000円に対しまして、支出済額は10億4,355万3,592円で、執行率は99.14%でございます。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は907万408円となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算でございます。なお、給水人口は1万8,951人で、普及率は86.97%でございます。

続きまして、認定第7号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

29ページをお願いします。

歳入の予算総額5億9,213万1,000円、調定額5億9,234万5,474円に対しまして、収入済額は5億5,162万5,644円で、収入率は93.13%でございます。不納欠損額ゼロ円で、収入未済額は4,071万9,830円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金で、受益者分担金の現年58人、滞納繰り越し96人、合計154人の295万1,800円、2項使用料及び手数料1項使用料で現年132人、滞納繰り越し277人、合計409人、129万9,230円、2項手数料の6万8,800円は督促手数料でございます。3款国庫支出金1,150万円、6款町債2,490万円は、事業の繰り越しに伴うものでございます。

30ページをお願いします。

歳出の予算総額5億9,213万1,000円に対しまして、支出済額は5億2,674万7,644円で、執行率は88.96%でございます。翌年度繰越額6,127万8,000円の内訳につきましては、下水道台帳整備費601万8,000円、安下庄地区下水道事業費5,526万円でございます。不用額は410万5,356円となっております。

歳入歳出差引残額は2,487万8,000円でございます。

続きまして、認定第8号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

33ページをお願いします。

歳入の予算総額16億9,987万2,000円、調定額16億8,384万473円に対しまして、収入済額は14億6,298万7,368円で、収入率は86.89%でございます。不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は2億2,081万3,105円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では、分担金の現年25人、滞納繰り越し22人、合計47人の82万1,500円及び事業の繰り越しに伴う受益者分担金403万5,491円、2款使用料及び手数料1項使用料で、下水道使用料の現年14人、滞納繰り越し5人、合計19人の17万3,014円、2項手数料1万4,100円は督促手数料でございます。3款県支出金1億2,496万9,000円、6款町債9,080万円は事業の繰り越しに伴うものでございます。

34ページをお願いします。

歳出の予算総額16億9,987万2,000円に対しまして、支出済額は14億4,441万6,368円で、執行率は84.97%でございます。翌年度繰越額2億3,739万6,000円の内訳は、下水道台帳整備費787万5,000円、沖浦西地区農業集落排水事業費1,868万9,000円、沖浦東地区農業集落排水事業費1億368万円、和田地区農業集落排水事業費1億715万2,000円でございます。不用額は1,805万9,632円となっております。

歳入歳出差引残額は1,857万1,000円でございます。

続きまして、認定第9号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

37ページをお願いします。

歳入の予算総額4,276万円、調定額4,206万2,109円に対しまして、収入済額は4,202万6,649円で、収入率は99.16%となっております。不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は使用料6人分の3万5,460円でございます。

38ページをお願いします。

歳出の予算総額4,276万円に対しまして、支出済額は4,202万6,649円で、執行率は98.28%でございます。翌年度繰越額がゼロ円で、不用額は73万3,351円となっております。

歳入歳出差引残額は繰入金で財源調整を行っておりますのでゼロ円でございます。

続きまして、認定第10号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

41ページをお願いします。

歳入の予算総額8,323万9,000円、調定額8,041万4,372円に対しまして、収入済額は8,041万4,372円で、収入率は100%でございます。不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

42ページをお願いします。

歳出の予算総額8,323万9,000円に対しまして、支出済額は8,041万4,372円で、執行率は96.61%でございます。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は282万4,628円となっております。

歳入歳出差引残額は繰入金で財源調整を行っておりますのでゼロ円でございます。

続きまして、認定第11号平成17年度周防大島町交通災害共済特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

45ページをお願いします。

歳入の予算総額1,085万1,000円、調定額1,002万7,725円に対しまして、収入済額は1,002万7,725円で、収入率は100%となっております。不納欠損額、収入未済額ともゼロ円でございます。

46ページをお願いします。

歳出の予算総額1,085万1,000円に対しまして、支出済額は901万8,014円で、執行率は83.11%でございます。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は183万2,986円となっております。

歳入歳出差引残額は100万9,711円でございます。なお、17年度の加入状況は50.4%で、見舞金の支給状況は、死亡2件、障害54件で459万7,000円支給されております。

続きまして、実質収支に関する調書の説明に入らせていただきます。単位は千円で記入しております。

387ページをお願いします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額170億8,446万円、歳出総額167億3,697万6,000円、歳入歳出差引額は3億4,748万4,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越す財源2億1,194万1,000円を差し引きました実質収支額は1億3,554万3,000円で決算をいたしております。

388ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額31億3,377万7,000円、歳出総額30億9,989万8,000円、歳入歳出差引額は3,387万9,000円で、実質収支額も同額でございます。

389ページは、老人保健事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額51億5,297万円、歳出総額51億3,715万6,000円、歳入歳出差引額は1,581万4,000円で、実質収支額も同額でございます。

390ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額28億

1,186万9,000円、歳出総額26億4,465万1,000円、歳入歳出差引額は6,721万8,000円で、実質収支額も同額でございます。

391ページは、訪問看護事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は同額の2,773万2,000円で、収支均衡の決算でございます。

392ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は同額の10億4,355万3,000円で、収支均衡の決算でございます。

393ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億5,162万5,000円、歳出総額5億2,674万7,000円、歳入歳出差引額は2,487万8,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が2,487万8,000円でございます。実質収支額はゼロ円となっております。

394ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額14億6,298万7,000円、歳出総額14億4,441万6,000円、歳入歳出差引額は1,857万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が1,857万1,000円でございます。実質収支額はゼロ円となっております。

395ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は同額の4,202万6,000円で、収支均衡の決算でございます。

396ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は同額の8,041万4,000円で、収支均衡の決算でございます。

397ページは、交通災害共済事業特別会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,002万7,000万円、歳出総額901万8,000円、歳入歳出差引額は100万9,000円で、実質収支額も同額でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

399ページをお開き願います。今年度移動のあった部分のみ説明させていただきます。

1 公有財産、(1) 土地及び建物のうち、土地につきましては、大島庁舎駐車場用地の借地部分を2件購入しまして、橘庁舎沖の護岸災害復旧に要する用地を県に提供しておりますので、差し引き2,317.6平方メートルの増であります。建物につきましては、木造、非木造合わせまして2,549.74平方メートルの増となっております。新たに建設取得したものは、橘グリーンパークの管理棟及び公衆トイレ、棕野漁業の排水機場及び公衆トイレ、沖浦西地区及び和田地区の農業集落排水事業に係る処理施設等でございます。それ以外につきましては、合併前の4町におきまして財産に関するとらえ方の若干の差異がありましたので、これの調整を行い、計上させていただきます。

400ページの(2) 山林、(4) 物件、(5) 有価証券につきましては、移動はございませ

ん。(3)動産につきましては、棕野漁協に浮棧橋を1台設置しております。

401ページの(6)出資により権利では、中段目の財団法人山口県福祉基金協会出捐金の200万円の減は、福祉基金協会の解散に伴い減額となっております。また、柳井地域広域水道企業団には3,145万7,000円を出資いたしまして、年度末現在高は46億7,920万5,305円となっております。

402ページの山口県東部南森林組合出資金の1万9,000円の増は、これは配当金の積み立てでございます。決算年度中の差引合計は2,947万6,000円の増で、決算年度末現在高の総計は51億2,373万8,375円となっております。

403ページの2物品につきましては、自動車は8台の減、備品では、405ページの3段目の水中ポンプが1台ふえております。

408ページをお願いします。3基金、(1)財政調整基金では、東和庁舎及び文化交流施設建設基金取り崩し額4億1,458万3,000円、斎場建設基金取り崩し額4,434万6,000円及び積立金1,690万3,000円の合計4億7,588万2,000円の増で、平成18年5月末現在高は11億2,300万2,000円でございます。(2)の減債基金は、1億5,467万5,000円と取り崩しまして起債の償還に当てております。(3)の県収入証紙購入基金は変更ございません。(4)の東和庁舎及び文化交流施設建設基金は、条例の廃止により、年額を取り崩しまして財政調整基金に積み立てております。(5)の奨学資金貸付基金の10万1,000円の増は寄付金と利息でございます。(6)の福祉振興基金の4万6,000円の増は利息でございます。

410ページの(7)の国民健康保険基金は、4,998万5,000円取り崩しまして財源調整を行っております。(8)の介護給付費準備基金は、859万5,000円積み立てまして、年度末現在高は1億68万9,000円となっております。(9)のふるさと創生基金は、9,997万6,000円取り崩しまして財源調整を行っております。(10)の土地開発基金の1万2,000円の増は利息でございます。(11)の中山間ふるさと水と土地保全基金は変更ございません。(12)の斎場建設基金は、条例の廃止により、年額を取り崩しまして財政調整基金に積み立てております。

以上で、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての補足説明を終わります。

なお、決算補足書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより 失礼。いいですかいね、続けて。

続けてお願いします。休憩しましょうね。かなり時間がかかりますか。かかる。

じゃあ、暫時休憩します。10時50分まで休憩します。15分間。

午前10時35分休憩

.....
午前10時50分再開

議長（新山 玄雄君） いいですかね。それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

着席をお願いします。補足説明の続きを求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 認定第12号平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の平成17年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類の1ページの平成17年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計43億4,310万6,267円に對しまして、支出合計額41億6,579万2,161円の決算となりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計85億1,569万円に對しまして、支出合計額は78億4,610万6,054円の決算となりました。

次に、11ページから24ページまでの財産諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、13ページの平成17年度事業損益計算書であります。医業収益では、医業収益35億419万7,646円に對しまして、医業費用39億3,726万3,396円で、差し引き4億3,306万5,750円の医業損失となり、医業外収支では、医業外収益7億2,759万4,871円に對しまして、医業外費用2億7,656万3,498円で、差し引き4億5,103万1,373円の医業外利益となりました。医業収益と医業外収支とを合わせた経常収支では1,796万5,623円の経常利益となり、国債の売却益である特別利益1億1,131万3,750円、平成14年度以前の回収見込みのない個人の負担金の処理及び災害復旧費補助金返金に伴う特別損失623万6,810円を加えまして、当年度純利益は1億2,304万2,563円で決算をすることができました。

次に、17ページの平成17年度事業剰余金計算書であります。利益剰余金の部では、減債積立金に平成16年度純利益3億5,789万7,569円を繰り入れ、平成17年度の企業債償還元金の財源として4億5,051万1,079円を取り崩しまして、当年度末残高を21億3,800万449円とし、積立金合計を45億108万2,754円としたものであります。

未処分利益剰余金につきまして、前年度未処分利益剰余金を、先ほど御説明申し上げましたが、減債積立金に3億5,789万7,569円を処分して、当年度純利益1億2,304万2,563円を当年度未処分利益剰余金としたものであります。資本剰余金の部では、国県補助

金に調整交付金として682万5,000円を当年度発生高に計上し、補助金で整備した各病院の医療機器の廃棄処分に伴いまして747万4,256円を当年度処分額に計上し、残高を9億6,645万8,988円として、翌年度繰越資本剰余金を9億9,415万2,288円としたものであります。

次に、21ページの平成17年度事業貸借対照表について御説明を申し上げます。

まず、資産の部であります。固定資産は、有形固定資産が83億2,073万7,753円、無形固定資産が1,064万2,360円、投資が85億2,422万5,000円で、固定資産合計は168億5,560万5,213円でございます。流動資産は、現金預金が15億7,607万2,386円、未収金が10億8,565万890円、貯蔵品が2,462万3,060円、前渡金が384万円で、流動資産合計は26億9,018万6,336円でございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は195億4,579万1,449円でございます。

次に、負債の部であります。固定負債は引当金が14億843万2,962円、流動負債のうち、未払い金が2億2,142万8,652円、預金が1,916万2,674円で、流動負債合計は2億4,059万1,326円でございます。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は16億4,902万4,288円でございます。

次に、資本の部であります。資本金のうち、自己資本金は46億4,442万2,655円、借入資本金は76億3,406万8,901円で、自己資本金と借入資本金を合わせた資本金合計は122億7,849万1,556円でございます。

剰余金は、先ほど平成17年度事業剰余金計算書で御説明申し上げましたとおり、資金剰余金は9億9,415万288円、利益剰余金は46億2,412万5,317円でございます。資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は56億1,827万5,605円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計は178億9,676万7,161円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は195億4,579万1,449円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、27ページから42ページまでに事業報告書を、43ページから90ページまでに収益費用明細書を、91ページから94ページまでに固定資産明細書を、95ページから97ページに企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第12号の平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 続いて、村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をいたします。

当組合は、山口県東部の12町村が設立をいたしまして税の徴収業務等を行っておいりましたけれども、構成する地方公共団体が町村合併で減少したため、平成18年2月28日をもって組合の解散をいたしました。したがって、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づきまして、監査委員の決算審査意見書を付し、議会の認定をお願いするものであります。

別冊の平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算書1ページをお願いいたします。

歳入の決算総額は1億3,528万6,852円でございます。歳出も同額でございます。

次に、2ページの事項別明細書により御説明をいたします。

歳入の主なるものは、分担金及び負担金の6,767万7,000円、徴収金手数料2,077万7,000円、前年度繰越金3,329万円、繰入金は、組合解散に伴う財産処分として財政調整基金からの繰り入れの1,352万2,000円でございます。

次に、3ページでございます。

歳出となりますけれども、議会費の2万5,000円、総務費につきましては、当初予算6,802万4,000円に対しまして、解散に伴う財産処分として配分するため6,573万8,000円を補正、合わせて予備費から150万円を充当した総額1億3,526万2,000円とし、その主なるものは、職員7名の給与関係、退職手当組合の負担金及び解散に伴う職員の受入町への人件費等を含めた償還金等でございます。

なお、決算につきましては、解散に伴う打ち切り決算となっております、4ページの財産調書、5ページの実質収支調書ともにゼロ円となっております。

以上、認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を終わります。慎重なる御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所轄委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出とを分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） どういう質疑が議長が今言われた質疑の方向がちょっとわかりにくいんですが、一応、まず町税から入りたいというふうに思います。基本的には、町税について今年度不納欠損が出ております。先ほど補足説明の中で人数と申しますか、世帯数と申しますか、ありますが、その中で、実は今までずっと言ってきたんですが、一つは、税務課関係入りますが、いわゆる企業が利益を得ようとし、いわゆる税がかかった部分としていわゆる、毎回言いよるんですが、土地にかかわる分で税が今年度新たに不納欠損が出ております。また、収入未済額も出ております。特別土地保有税になろうかと思いますが。

それに対して、基本的には既に会社等はいわゆる仮にないとしても、実際的に町におられるのかどうなのか。周防大島町内に実際的におられるかどうか。やはりきちっと出していかんやいけんというふうに思っております。結果として不納欠損だった、また、収入未済だったということを繰り返すと、結局利益は利益としてもうけたが、税は払わなかったということになります。先ほど収入役の方からありましたけど、10社、収入未済10社という報告ありました。あわせて不納欠損の考え方について、税務課の方から答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、歳入の2点目として、地方交付税の考え方について質問をします。

基本的には、16年度と17年度比較は困難、半年間ですから、新町になって。旧町を引き継いでという格好で、困難であろうと思いますから、17年度の普通交付税についてまず質問しますが、大きく言って、一つは普通交付税は色はついてないというものの、既に支出目的が明らかかな部分があります。一つは、普通交付税のうちのいわゆる起債の償還部分に当たる普通交付税、そしてまた、この間の一般財源化の流れの中でのいわゆる普通交付税部分と、これは全部は困難かもわかりませんが、できるだけ報告できる範囲で報告していただきたいというふうに思います。そして、あわせて特定部分があれば報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、国庫支出金。先ほど補足説明の中で、収入役の方が災害部分については事業費の繰り越しでという報告をしました。それで、災害部分の国庫補助の収入未済については当年度中に一般財源で補てんしたのではないかというふうに考えております。それが6月議会で言った、いわゆるさきの議会で言ったいわゆる流れではなかったかというふうに思いますから、ちょっとその部分を明確にしておきたいと。

いわゆる本来国から災害部分として入るべきであったが、入りませんでした、収入未済の取り扱いしました。しかし、収入未済であるが、いわゆる事業費については、一般財源で補てんしなければ基本的には事業発注ができないという状況があります。

そういう場合に、国庫補助金は収入未済であるが、一般財源からいわゆる補てんしたという部分が災害部分。先ほど補てんした事業費の収入未済という国庫補助の災害分の収入未済が主なものという言い方をしちよったと思いますが、ちょっともう少し親切に報告を求めておきたいと。

以上、収入について3件程度質疑をしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 不納欠損の基本的な考え方ということでございますが、不納欠損につきましては、今までは整理組合からの報告によりまして欠損額を決定しておりました。本年におきましては、そのような中間の報告をいただきまして、当町で選定をいたしました。不納欠損は3つの条件によって欠損額を計上するようになっております。1番目としましては、5年間の時効が過ぎたときでございます。続きまして、執行停止をいたしまして3年間経過したものの。それから、もう一つが即欠損と申しまして、会社整理されて財産がないとか、相続人がいないということで、即欠損をする場合がございます。本町につきましても、整理組合の方からその情報をいただきまして、今まで決算を上げてきたところでございます。

今後につきましては、不納欠損につきましては、景気低迷の中で生活困窮があるわけですが、いろいろな理由がございますし、事業の不振、失業、病気、サラ金とか交通事故、それから不作為、不良とか所在不明、行政に対する不満とかいろいろございますけれども、そういうものを滞納整理システム等導入させていただきましたので、細かくつかみまして、それなりの対応をさせていただきたいと。また、監査委員さんの方からも不納決算、未収につきましては、極力ないようにするというところでございましたので、今後につきましても、法的な処置もということございましたので、そういう方向に向かいます努力をさせていただきたいということで、徴収対策班等を設置しておるところでございます。

それと、収入未済額につきましては、これにつきましては、固定資産税に1件、国保税に1件でございます。2,100円と800円でございますけれども、これにつきましては、固定資産税につきましては、課税について疑義がございます。調定をおとしましたけれども、それで還付が発生しましたけれども、受け取りを拒否をしておるということでございます。それから、国保税につきましては要らないと本人が口座を教えてくれないと、いろいろ電話等をかけておりますけれども、現在、個人情報保護等で口座も本人から聞かなければわからないということで、還付未済となっております。これにつきましては、今後、供託等をするように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 歳入のまず交付税の関係での御質問ですけれども、普通交付税の特定目的分という御質問でございますけれども、起債償還にかかわる部分でございますけれども、起債償還分の充当分として15億200万円ばかりが起債償還としては措置されておると見込んでおります。それに、あと事業費補正等々で約8億円ぐらいが措置されておるといふふうに見込

んでおります。

それから、一般財源化分等々その他の特定目的分という御質問ですけれども、まず、公営企業局への繰り出し分、これは、病床割りと看護師の行政処分、企業債の償還分等々合わせまして4億2,780万円ばかりが算入されておるといふふうに見ております。それから、国保財政対策分として1億9,700万円ばかりが措置されておるといふふうに思っております。

それから、その他いろいろ一般財源化されたり、あるいは三位一体の改革等々で一般財源化といたしますか、出ておりますが、これについては、所得譲与税等々の関係ありまして、どこに幾らというような算定は困難であるといふふうに考えております。

それから、災害の国庫補助の繰り越しの考え方なんですけれども、決算書の57ページですか、災害復旧費の国庫負担金というところで、予算額が6億2,377万6,000円と、これに対して調定額が5億3,500円ばかり、収入済み額が3億9,300万円ということになっております。ですから、この調定額と収入済み額の差の1億4,200万円、これは17年から18年への繰り越した部分に係る国庫負担金の額でございます。

先ほど議員さんおっしゃいました施越し分の考え方ですけども、ここにありますように、予算額が6億2,300万円ばかりで、調定額が5億3,500万円ということで、この差が施越し分として、17年度入るべきものが入ってきてません。ですが、これは、議員さん仰せのとおり6月補正で8,100万円ばかりを補正させていただいて、施越し分として18年度で歳入を受けております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、調整部分で今担当課長さんが答弁されたように、かなり小泉政治の中で厳しくなったという状況の中での滞納ちゅうのは不納欠損等が出る。これは、ある意味では政治的な誤りの中で発生すると。いわゆる同情の余地のある部分といふふうに私はとらえております、ある意味では。

しかし、先ほど十分な答弁ではなかったと思うんですが、営利を目的に土地を購入し、それに基づき事業展開をしようとしたがバルブを弾けたという格好の中で特別土地保有税を納めなさい。しかし納めないという部分については、私は別の考え方をしておるといふのは旧町時代からずっと言うてきた部分です。

その中で、仮に道義的責任として、例えば、ここの周防大島町の中に住んでおれば、私は当然きちっと払うべきものではないかと特別土地保有税については、いふふうな私は考え方をしてずっとこの質疑に参加してきました。その点で、例えば、助役なり町長なりは、この特別保有税の不納欠損についてどういう考え方を持っておるのか。この点について、やっぱり毎年のようにこれは収入未済と上がり不納欠損という格好では、私は同じ税でも私は違うんじゃないかといふ

うに私は考えております。その点で、どう取り扱ってくるのがベターなのか、基本的に17年度の取り扱いの考え方について聞いておきたいというふうに思います。これ17年度に限っての考え方で、限ってといいますか、それについてどのように考えておられるのかという点でやはりきちんと答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、歳出について、これはもうほとんど補足説明ありませんでした。補足説明、歳出については、事項別については省略しますという補足説明でした。ですから、私の方もそれぞれ例えばこれは元年になりますから、大型事業がかなり入ってきておるとというのが一つの大きな特徴です、17年度決算の。私は各議会で身分不相应な箱物じゃないか（「広田議員、歳出歳入別でやりますから」と呼ぶ者あり）それでは、財産の調書は最後でええ、財産の調書はどこである、歳入歳出財産の調書の部分があるでしょう、それはどこでやればええかなと思うてね。今から財産にかかわる調書の部分、例えば、合併して初めて原点になるわけよ、この財産の部分。16年度までとはある意味では非常にわかりにくいところということで、どこであるもんかちょっとわからんもんで歳入のところでやっちょこうかなというふうに思いましたんで、ちょっとあれをお願いしたいというふうに思います。どこでやる。（「歳入ででもいいです」と呼ぶ者あり）御承知のように、これが通年予算の原点であります。ですから、財産の調書については聞いておきたいというふうに思います。旧町それぞれ財産の調書については、実際的なとらえ方が違うということもありましたが、例えば、旧町によっては、基本的には金額で弾いたところもあったろうし、面積で弾いたところもあったというふうに私は見ております。そういう中で、今回、先ほど基本的な部分として、駐車場部分を買ったという部分がありました、増部分で。土地、地籍については説明の中で、それがすべてではないと思いますが、駐車場部分及びいろんな説明をしたが、減額部分が若干聞いておきたいんですが、公園とその他施設、そして、普通財産部分が減額されております。これはどこの部分なのか。旧町それぞれあると思いますが、どこの部分なのか。また、木造面積についても、それぞれ非木造、木造、それぞれ変更しておりますので、これ先ほどすらすらといったのですが、旧町それぞれ考え方が違いがありますからということだけでは非常にわかりにくいんで、あえて再度公有財産等、財産に関する調書の部分については補足説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 特別土地保有税につきまして、16年度から特別土地保有税につきましては、取得分が課税停止されております。それで、今現在不納欠損をいたして80万円不納欠損しておるわけでございますけれども、特別土地保有税につきましては1,400万円の滞納額がございます。これが12年度分を不納欠損いたしたわけでございますけれども、これにつきましては、現在収入が少しずつ入ってきておるものもでございますけれども、御存知のように、バ

ブルのときによりまして、経営状態が悪くて納付がされておらないということでございますが、今後は10社程度でございますので、さらに詳細に調査をいたして対応をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財産に関する調書のまず公有財産の土地建物の表の御質問でございますけれども、まず、土地について本庁舎の増分、これは、大島庁舎の、今議員がおっしゃったとおり、この大島庁舎前の駐車場と、それから、もう一つは大島の文化センター、これが建っている一部分を購入したということでの増でございます。それから、公園、その他施設、普通財産、それぞれ41平米、あるいは96.07平米等々減になっておりますが、これは、公園はまず橋のグリーンパーク、それから、その他施設につきましては、橋庁舎の沖の駐車場です。それから、普通財産につきましては、橋庁舎横に漁協に貸し付けている土地があったわけですが、その一部分をそれぞれ県が、あすこの橋庁舎の方が災害復旧を行うに際しまして用地が必要ということで提供したということで、ここに用地の減が上がってきております。それぞれこれはすべて橋の災害復旧に係る分のものでございます。

それから、建物につきましては、木造、非木造等々でそれぞれかなりの増減が行われております。これは、先ほど収入役が説明したとおりなんですけれども、それぞれ旧町で財産のとらえ方、行政財産、普通財産あるいは公共用財産などでも学校等々の、公営住宅等でとらえ方、いろいろ差異が若干ございました。例えばですけれども、教員住宅の取り扱い、これが学校施設の中、あるいは最終的に周防大島町としては普通財産の方に上げておりますが、そういった調整を行っております。そこらあたりでここに相当な増減が生じたということで、今後は、この基本的な今年、17年度決算に基づいた分類で今後はいきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、次に歳出について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 雑駁な質疑で申しわけないというふうに思いますが、一つは投資的経費にあらわれるように、投資的経費が大き過ぎて、私は身分不相応な部分だということはずっと16年合併以来言ってきました。その中で、実際的に17年度の大規模事業について成果表等にあるというふうに思いますが、それぞれ補足的な答弁を求めたいというふうに思います。一つは、17年度やったと思われる星野記念館の実施設計と、もう一つは、それに附随する、建った後に附随するであろう支出等もあるというふうに思っておりますので、まず、その考え方について、星野記念館基本設計から流れて実施設計に至り、それで、17年度中に新たな予算が組ん

だ部分があれば、選定委員そのほか新たな支出等があれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、17年度事業全体からいえば、17年度ほとんどだったわけですが、竜崎温泉で実際的な建設費、そしてまた、それ以外の支出額等が出ていると思います。それ全体幾らになるかと、17年度、竜崎温泉、16、17でやった事業について聞いておきたいというふうに思います。

それと、18、19は主な支出になると思いますが、支出の部分では、リサイクルプラザ以前の土地部分含めて、ちょっと土地造成部分を含めて報告を求めておきたいというふうに思います。議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 東和庁舎並びに星野記念館につきましての基本設計から実施設計、あるいは18年度への流れということの御質問でございます。まず、16年度のこの東和庁舎並びに星野記念館の当初の計画につきましては、建物の規模も1,700平米、そして、収容職員が64名、建築費7億円ということでスタートをいたしました。これは基本設計にとりかかったところでございます。

したがって、それに基づきまして、基本設計料あるいは実施設計料含めたものがどういったものであるかというものを算出したところでございます。そして、17年度に入りまして、この建物の規模も含めていろいろな形で再検討しようじゃないかということで検討をし直しました。したがって、建物には東和庁舎の部分につきましては、東和総合支所、今現在おります16名程度の職員を入れるということで、設計の見直しもいたしました。その結果、建築面積が924平米、建築費4億1,660万円、そして、展示施設工事が8,000万円というような形で進んできております。

したがって、これらに基づきます業務委託料につきましては、平成17年度で2,268万円実施設計契約ということで支出をしております。

なお、18年度におきましては、これに関連します建設の経費、そして、これは19年度まで継続といった形で進みます。それから、あわせて工事の設計管理部分も発生しておるといった状況であります。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 竜崎温泉の件ですが、16年度からの繰り越しということで設計管理委託と工事請負費で、設計委託が473万円、工事請負費が1億7,848万円であります。17年度の執行が、手数料とか管理委託、工事請負費、水道加入料などで3億7,000万円程度であります。翌年度へ繰り越した額が1億325万円ということで、総額で6億6,000万円程度ということであります。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） リサイクルセンター及び最終処分場関係の17年度中の経費、決算についてでございますが、全体で3億7,199万7,000円の決算状況となっております。そのうちリサイクルセンター分は5,569万3,000円、最終処分場関係につきましてが3億1,441万6,000円、双方にかかわる共通経費といたしまして188万8,000円というような決算状況でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 進みます。認定第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

進めます。認定第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第6号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 簡易水道事業について質疑をしたいと思います。1つは、17年度において一定の出資金を出して、新たな出資金を出して、実際的にはかなりの出資額になっておるといふふうに考えております。40数億円になつるといふふうに思います。それで、実際的に今の事業負担の中で、町のいわゆる比率分は一体どのぐらいになっておるんかと。出資全体の中での比率分は実際的に幾らぐらいになっておるのか。柳井広域の中で合併等を繰り返しながら、合併等あったんでかなり変動している、これは原点になるというふうに思いますが、その点でちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、責任水量と使用水量との関係についてであります。責任水道制がずっとひかれて、実際的に必要水量とかなりの差があるというふうに私は見ております。基本的には責任水量と使用水量の差がかなりの負担部分というのは議員だれもが見てもわかるんじゃないかというふうに思います。それが、新たな使用料の引き上げにつながってきたら、住民は逆にたまったものではないと。これは、政策的なものだというふうに私は見ておるんです。政策的なものだというふうに見ております。実際、責任水量と現在17年度の使用量との差についてはどういうふうに見ておるのか報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの責任水量の関係でございますが、このことにつきましては、17年度の成果報告書で数値的に逆算いたしますと約63%が責任水量に対する使用水量、有収水量になっておるのが実情でございます。

先ほどのもう一点の出資金のことにつきましては、後刻報告させていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 簡易水道ですが、先日広島県でトンネルが崩落して、呉地区、それから江田島などがかなりの軒数が断水になったわけですが、これを他山の石とせんにゃいけんと思うんですが、大島の場合はまだたまたま供用開始になって年数がたっていないんで、ああいう崩落というところはないとは思いますが、事故というのはいつ起こるかわかりませんので、当然考えと、危機管理をもっとかんといけんと思うんですが、そうなった場合、旧町において井戸なり、そういうところがあると思うんですが、もし仮にそういうことがあった場合、すぐに対応できるかどうか、その辺をちょっと聞いときたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 確かに今御指摘の広島事故、もう当然、いつ何時どこの地域で起こるかわからないことだと考えております。また、本町の水道施設につきましても、30年、40年たった管路等もかなりございます。そういったことで、毎年、昨年もそうですが、2,000数百万円の維持補修に経費を要しておるのが実情でございます。そういった中で、万が一広域の水道が遮断された場合と申しますか、ときの自己水源と申しますか、町域におけるその割合は11.40%、現時点の使用水量に対する周防大島町の自己水源で対応できる割合が約1割ということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。認定第7号平成17年度周防大島町下水道業特別会計歳入歳出決算の認定について、

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第8号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第9号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第10号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第11号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 交通災害共済の取り扱い、いわゆる徴収についての取り扱いについて、各町まちまちの部分があったのではないかというふうに考えております。実際的に、17年度において統一した対応という格好でやれたのかどうなのかが一つ。実は、徴収方についてはすごい不満が出ておるんです、実際的に。どういう徴収対応だったんか、ちょっとまず報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 交通災害の徴収の件の御質問でございますけれども、合併いたしまして、ある程度統一した形でということスタートしたかったわけなんですけれども、旧4町それぞれ徴収の仕方が違うというようなことで、ある町については婦人会が中心となって徴収やっているとか、あるいは自治会とかいろいろあって、それで、いろいろ個人情報保護の問題が出てきました。というようなことで、一応基本的には連絡自治会の会長さんをお願いいたしまして、申込書を配布していただくということで、それで申し込みについては、総合支所あるいは役場の方へ申し込んでいただくと。また、金融機関にも申し込みができるようにというようなことで、徴収率に取り組んでいるところでありますので、これにつきましては、今後まだ課題たくさん残っておりますけれども、順次解決していきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そういう格好の中で実際的に比較というのも若干難しいかもわかりませんが、逆に、例えば、旧大島でいえば、家房から三蒲まで、例えば金額納付については、やっぱりこの支所まで来なければならない。それまでは、そういう集落集落で一定程度いわゆるつないで集めて、それで納付みたいな格好をしようたんです。それが、個人情報保護にかかわるかどうかもちょっと見解わからんのですが、実際的にそういう助け合いの中での考え方からしたら、実際的に可能なかどうなのか。ちょっと検討、17年度において検討等があったのかどうなのか。ちょっと若干もう少し聞いておきたいというふうに思います。といいますのは、逆に、私はそういう格好で徴収事務が全然難しくなれば、せっきくのそういう制度が良し悪しは別にしてなくなっていく、減少することによって実際的に少なくなっていく、利用が少なくなっていくという格好につながっていくんじゃないかという危惧はしております。その中でどうなのかという点で、もう少し実態的な部分をつかんで、17年度の実態をつかんでおれば、若干答弁を求めておきたい。実態がなければいいですが、若干聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 再度のお尋ねでございますけれども、その辺につきましては、いろいろ自治会連会合も組織されておまして、自治会連合会でお話させていただきまして、できれば自治会連合会の方で、今までどおり配布していただいて、申込書の配布と、さらに申し込み、当然お金も扱うわけなんですけれども、その辺のところをお願いいたしましたところ、これは、生命保険のようなものなので、これは、個人がやっぱり責任を持ってやるべきではなからうかというようなことで、そういう自治会からも前向きな答えはいただけておりませんが、今後も徴収率のアップということで、再度またいろんな考え方を説明して御協力をいただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと誤解があったらいけないので、単純に徴収率のアップという立場の質疑じゃないから、それだけはちょっとあと誤解があったらいけないのでお願いしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

移ります。認定第12号平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を、本日配布しております議案付託表により、所轄の常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定までの13議案を、本日配布いたしました議案付託表のとおり、所轄の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算議案つづりの1ページをお開き願います。今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,728万2,000円を追加し、予算の総額を16億9,667万2,000円とするとともに、第2条によりまして、7ページの第2表のとおり、地方債の補正を行うものであります。

その主なものにつきまして、別冊の事項別明細書により御説明をいたします。まず、事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入についてであります。8款の地方特例交付金は、交付決定により減税補てん特例交付金を1,352万3,000円減額し、児童手当特例交付金を86万円増額するものであります。

9款の地方交付税は、普通交付税額が7億2,142万3,000円と決定いたしましたので、6,142万3,000円を追加計上いたしました。

13款の国庫支出金1項国庫負担金は、障害者自立支援法が10月1日から本格施行されるに

に伴い、支援サービスメニューの調整により、障害福祉費負担金は106万3,000円の減額補正であります。また、国保基盤安定負担金は、保険者支援分の県負担金から国庫負担金への組み替えであります。

4ページでございます。2項の国庫補助金は、障害者自立支援法に基づき、デイサービス事業、訪問入浴サービス事業等を包括して実施いたします地域生活推進支援事業にかかわる補助金を233万7,000円新規計上するとともに、そのメニュー調整によりデイサービス事業にかかわる補助金を138万円減額するものであります。衛生費国庫補助金では、一般廃棄物処理施設等建設事業にかかわる循環型社会形成推進交付金の交付年度割額の調整により、9,271万5,000円を減額するものであります。

14款の県支出金のうち1項県負担金は、国保基盤安定負担金の国庫負担金への振りかえ、障害者自立支援法施行によるメニュー調整に伴う負担金の減額が主なものであります。

2項の県補助金では、1目総務費県補助金で合併支援特別交付金を460万円追加し、一般廃棄物処理施設等建設事業へ充当するものであります。

2目民生費県補助金では、国庫補助金と同様に障害者自立支援法に基づくサービスメニューの影響による補助金の調整であります。

3目の衛生費県補助金は、精神保健共同作業場運営補助にかかわる県補助金を48万6,000円新規計上いたしました。

4目の農林水産業費県補助金は、強い農業づくり交付金のうち、担い手育成総合支援協議会への交付金が直接協議会へ交付されることとなったことによる減額及び漁港関係の探検農産漁村整備事業補助金の追加内示による90万円を追加するとともに、日良居地区の浮き桟橋につきまして、国、県と協議が整い、港整備交付金事業で行うことといたしましたが、その補助率が国、県を合わせ漁港整備では80%のところ、浮き桟橋整備では75%となることから、その調整により485万円を減額するものであります。

15款の財産収入は、教員住宅の空き室が増加したことによる家賃収入の減額及び県道拡幅にかかわる代替地の売却収入607万円を計上いたしました。

6ページになります。17款の繰入金は、財源調整により財政調整基金の取り崩しを1億3,222万8,000円減額するものであります。

18款の繰越金は、平成17年度から繰越金1億2,554万3,000円の追加計上でありませ

す。7ページの20款町債は、説明欄に掲げるそれぞれの事業への充当するものでありますが、過疎対策事業債のうち、港整備交付金事業は、県補助金の減額に伴う日良居地区浮き桟橋への充当であります。また、合併特例事業債は、循環型社会形成推進交付金の減額に伴うものであります。

なお、平成18年度から起債制度の見直しにより、従来は年度末の3月に起債許可が行われておりましたが、本年度より10月と3月の年2回の許可制となり、予算計上額の範囲で枠配分されることとなりましたので、そういったことも考慮いたしまして、各会計において予算調整を行っております。

9ページをお願いいたします。歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費1項総務管理費では、5目財産管理費において地方財政法第7条第1項の規定に基づき、平成17年度からの繰越金の2分の1に相当する6,777万2,000円を財政調整基金へ積み立てるものであります。

また、7目支所及び出張所費におきましては、それぞれの地域における要望に対応するために、小規模施設整備事業補助金、原材料費、工事請負費を追加計上するものであります。

10ページであります。2項の徴税費は、平成17年度分の県民税退職分離課税分の確定に伴う償還金138万9,000円の追加計上であります。

3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費は、福祉医療費県補助金の精算による償還金89万7,000円の計上であります。

2目障害者福祉費は171万9,000円の追加計上ですが、歳入の際にも申し上げましたとおり、障害者自立支援法が10月1日から本格施行されることにより、地域生活推進支援事業として、従来県が行っていた相談支援事業等を町が実施することとなり、あわせてサービスメニューの調整を行った結果であります。

3目の老人福祉費は、高齢者生活福祉センター「しらとり苑」のエアコン修繕費、敬老会事業費の追加計上であります。

5目の介護保険対策費は、17年度精算による償還金の計上であります。

12ページになります。4款の衛生費でございますが、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費は、障害者自立支援法の施行に伴う精神障害者相談支援事業委託料、精神障害者地域活動支援、地域活動支援センター設置負担金の新規計上及び柳井地区精神保護家族会への負担金の追加計上であります。

2目予防費は、老人保健事業の補助基準額決定に伴う増額補正であります。

3目環境衛生総務費は、合併浄化槽設置補助金の精算による償還金の計上であります。

2項清掃費2目塵芥処理費は、循環型社会形成推進交付金の交付年度割額の調整により、国庫支出金を減額し、合併特例債を充当する財源の調整であります。また、3目し尿処理費は、職員の退職に伴う臨時職員の賃金を計上いたしました。

5款農林水産業費1項農業費のうち、3目農業振興費では、担い手総合支援事業において、担い手育成総合支援協議会への補助金のうち、県補助金分が町を経由せず県から直接協議会へ交付

されることとなったことによる減額補正、産地形成促進施設等の修繕費を計上いたしました。

14ページでございます。5目農地費は、農地一般管理経費におきまして、農道等の補修にかかわる工事請負費及び原材料費の追加計上及び団体営ため池等整備事業等の事業調整による節の組みかえであります。

2項の林業費は433万6,000円の増額補正であります。林道開設事業の事業調整による節の組み替え及び単独排水路改修工事等の追加であります。

16ページの3項でございます。水産業費となりますが、3目漁港管理費は、各漁港施設の維持補修にかかわる工事請負費を300万円追加いたしました。4目漁港建設費は、港整備交付金事業の歳出額に補正はありませんが、三蒲漁港にかかわる事業調整により、委託料から工事請負費に節の組み替えを行うとともに、日良居地区の浮き棧橋設置について、その財源確保のために、国、県と協議を重ねた結果、和田地区の埋め立て申請に時間を要することとなったために、和田地区については、埋め立て申請に影響のない範囲で工事を行うこととし、港整備交付金事業の事業費総額を変更することなく、三蒲漁港及び日良居地区浮き棧橋をあわせて実施することといたしました。

以上の結果、通常の漁港整備の補助率は国庫50%、県30%のところ、浮き棧橋にかかわる補助率は国庫50%、県25%となりますので、5%分の県補助金を減額し、減額相当分に過疎債を充当することとして財源調整を行っております。また、単県農産漁村整備事業は、県補助金の追加内示により工事請負費180万円を追加するものであります。

5目海岸保全事業は節の組み替えであります。

17ページの7款土木費1項土木管理費の土木総務一般経費のうち、公有財産購入費は、土地開発基金で先行取得しておりました県道拡幅にかかわる代替地を一般会計で買い戻すための予算計上であります。

18ページをお願いいたします。2項道路橋梁費の1目道路橋梁維持費は、工事請負費1,400万円を追加計上し、町道等の維持補修を行うものであります。

2目の道路新設改良費は山下浜木屋線の工事請負費を減額し、土地購入費及び物件補償費に振りかえるとともに、江ノ口立石線、中屋線の工事請負費を追加した結果、360万円の追加計上であります。

また、県道関係の県事業負担金は、負担額決定により215万円を追加いたしました。

3項の河川費及び5項都市計画費は明神松及び福本畑の排水ポンプをそれぞれ修繕する経費を追加いたしました。

20ページになります。6項の住宅費は、各町営住宅の修繕費として300万円を追加し、小田住宅の雨漏りに伴う防水シート張りかえにかかわる工事請負費を計上しております。

8 款の消防費は 2 目非常備消防費において、日本宝くじ協会から寄贈されます消火通報訓練指導車の自賠責保険料等を計上するとともに、小型動力ポンプ購入の入札減による減額補正であります。

また、4 目災害対策費は、現在策定中のハザードマップについての検討会を設置することとし、委員報酬を計上することによる節の組み替えであります。

9 款の教育費は 5 5 2 万 3, 0 0 0 円の追加計上ではありますが、2 項小学校費、3 項中学校費において、町内各小中学校施設の修繕費及び植栽剪定にかかわる賃金の追加また、4 項社会教育費では、久賀総合センター、大島文化センターの修繕費、5 項保健体育費においては、東和総合体育館、陸上競技場、東和地区学校給食センターの修繕費をそれぞれ計上した結果であります。

ページが飛びますけれども 2 8 ページをお開き願います。2 8 ページの 1 0 款でございます。災害復旧費は 4 月 1 0 日から 1 1 日にかけての大雨により発生した災害について、6 月補正によりその復旧費を計上いたしました。その後の調査によりさらなる復旧必要箇所が判明いたしましたので、その復旧経費を計上するものであります。

2 9 ページの 1 2 款諸支出金は、各特別会計への繰り出し金を総額で 8, 2 2 1 万 5, 0 0 0 円減額しております。その主なものは、国民健康保険事業特別会計への繰り出しは財政安定化支援事業分の増額によるものであります。簡易水道事業特別会計分は維持管理経費の増によるものであります。下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の各特別会計分につきましては、下水道事業債の元利償還期間と減価償却期間との差により生ずる資金不足を補うための下水道事業にかかわる資本費平準化債を総額で 9, 5 0 0 万円借り入れることといたしましたので、その分の繰り出し金を減額するものであります。なお、資本費平準化債を借り入れた場合、借入額の 2 分の 1 が普通交付税から減額をされますけれども、元利償還金の 2 分の 1 が交付税で措置をされることとなっております。渡船事業特別会計への繰り出しは県補助金の増額決定により 7 0 3 万 4, 0 0 0 円を減額するものであります。

以上が議案第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。午後の 1 時まで休憩をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後 0 時 05 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

平成 1 8 年度周防大島町一般会計補正予算（第 2 号）について、説明が終わりましたので、こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点は9月補正についての考え方、理念について質問をします。といいますのが、9月議会というのはもともと3月議会でのいろんな要求が出ます。しかし、実際的には予算がないという限られた予算の中で執行という議論が相次ぎます。そういう中で、地方自治体としては、基本的には9月議会、いわゆる繰り越し財源等を当てにして一定の施策をしていくと、その年度の施策をしていくという繰り返しでありました。ですから、私は決してむだをなさぬという立場ではありません。

しかし、今回の補正を見てみると、基本的には前年度からの繰越金がさきに1,000万円ほど予算化しちよって、今回1億2,554万3,000円の繰り越しということになっております。それに対して、繰入金はほとんどが財調というふうに見ますが、実際的には1億3,222万8,000円の繰入金調整といいますか、繰り入れという格好になっております。それについて、実際的にはどう議論をされたのか、いわゆる3月議会でのいろんな要求が出とったと思うし、今年度当初においては、かなりの積み残しがあったというふうに私は見ております。そういう立場のものであります。ならば、この9月議会の中で住民要求の実現というのが、私は9月議会の大きな仕事の補正の一つというふうに考えております。中身を見て、町長、助役の考え方聞いておきたいというふうに思います。これがまず1点です。

それと、歳出関係では、先ほど総務部長の方が補足説明されたのでほとんどありませんが、今年度、今まで国庫で見えておった分、例えば、国庫基盤安定基金ですが、これももともと国庫で見とって、それで、実際的には町にストレートに入ってくる一般会計、それが当初予算で県から入ってくるという予算を組んで、実際今回は見直しという格好になっております。それなら一体どういう形の中から出たんであろうかというのが1件です。

もともと国庫基盤安定については、もともと国庫から町に入ってきたわけですから、それで、今年度については、基盤安定部分については国から県が受けて県から国と県の部分、2分の1部分と4分の1部分を町に入るという格好で当初予算があって、それで今回それを是正するという格好だったんですが、どういう経過か実際的にはそう流れてきたのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。これが県の指導だったんかどうかを含めて聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて今回1,475万円の補正といいますか、動きだけ、金の動きはありませんが、実際的に2割、5割、7割について、大体件数についてはどうおさえておるのか聞いておきたい。件数、それがベースになるわけです。例えば、合わせて3,000万円余りが今年度の軽減負担分になろうかというふうに考えておりますが、その累計は出ておるのか、見方として出ておるのかどうか、あくまで国が示した数字になのかどうかどうなのかが聞いておきたいというふうに思います。

それと、歳出関係ですが、実際的には先ほど総務部長の説明を聞いておりますと、民生費関係は、自立支援法の施行に伴いという補足説明だったというふうに思います。その中で、一つは、新たな部分かどうかを含めてちょっと問うときたいんですが、実際的に、例えば柳井地区精保家族会負担金という格好で出ておりますが、これも今までは実際的には既に予算化されておったのか、それとも前年まで、これは新たに家族会の方に家族会といいますか、これは柳井の作業所と思いますが、実際的にどういう形の中から決まったのかちょっと聞いておきたい。柳井からの要請が法的な要請なのか、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、日前の点について質問します。昨年度実際に予算計上したが否決され、そして、改めて今年度、今回金額的には500万円余りしか変わらないけど、交付金事業であります。実際的に説明を聞いておりますと、和田漁港関係の埋め申関係が困難だからという説明がありました。そして、その埋め申が困難な理由を含めて、例えば、面積的なものが実際的に広大過ぎて困難なのかどうなのか。例えば、その部分についても聞いておきたいというふうに思います。

また、今現在予算化して実際的に今のいろんな大手企業のいろんな事故の中で、行政さんがあるのかどうなのか、実際的にということも実際今後の課題になってくるんじゃないかというふうに思います。その点についても聞いておきたいというふうに思います。どういう形の中でこの事業を進めていこうとするのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 9月補正の全体の考え方という御質問だったんですけれども、まず、今回住民要求等を予算に盛り込んでおるかという御質問ですけども、各款項におきまして、例えば、支所出張所経費におきましては小規模補助とかいろんな増額補正をしております。まだ、いろんな農地一般経費と土木費等においても、いろんな農道の補修とか町道道路橋梁維持の維持管理経費、そういったことも増額して、住民要望には応えるということにしております。その中でいろいろ繰越金が1億3,000万円ばかりでございます。その2分の1は財政法に基づいて財政調整基金に積み立てると。それ以外に交付税の決定に伴いまして約6,000万円ばかりの財源が出てきております。また、先ほど総務部長の補足説明にもありましたように、下水関係で平準化債、これを借り入れることにいたしましたんで、そこらあたりでまた財源が出たと。これを、ですから財政調整基金の取り崩しを減額したという対応をしておりますので、そういった住民要求に応えた補正予算の対応しておるといふふうに私どもは考えております。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと2点ほどにつきましてからお答えしたいと思います。今財政課長が答弁したとおりでございますが、確かに3月の当初予算では非常に財源不足の予想からして

から、住民に対する要求に対して非常に厳しい予算査定をしながら予算を計上するという形でございまして、それでもなおかつ18年度当初予算では4億6,000万円余りの財政調整基金を取り崩して予算を立てるといふような非常に厳しい予算の立て方であったと思います。そういうことでありながら、9月で繰越金等のその財源が出たときに、そこでできなかったものを十分取り入れるという補正予算が過去にずっとあったのではないかという御質問でございますが、今回、今、財政課長が答弁しましたように、例えば、各課から出たものがすべてフリーでから通って計上されておるといことは言いませんが、できるだけ維持管理費等につきまして、今回新たに計上をふやしておるといことは十分あると思います。

それと、もう一点は、今回もその1億3,000万円余りの基金からの繰入金をしないういふふうにする。要するに繰入金の減額ですから、当然基金の方に残るわけですが、それと、決算剰余金の2分の1を積み立てる6,700万円ですかというふうな形でできるだけ基金の方に残しておくというふうな財政運営をするということになっております。そうでないと、今年の当初予算のように4億6,000万円の仮に取り崩しがなければ予算が組めないというふうな状況になった場合には、これは、中期の財政見通しの中でも出ておりますが、毎年よく取り崩さなければ予算を組めないということになりますと、もう本当先はあつという間に破綻に近づくということになりますので、住民の方々の要求、各課からの要求とその基金をできるだけ残しておく、基金に積み立てておくという、そのの接点を求めた結果が今回の補正予算だというふうに思っております。

それと、もう一点、3月の定例会のときの日良居漁港の棧橋の件でございますが、御質問がありました。今回、和田漁港と三蒲漁港とこの日良居漁港とが3つがセットで港整備交付金という一つの事業の中でございますが、和田漁港の工事に入るためには、埋め立て免許をとって入るといことになるんですが、この埋め立て免許に若干時間がかかるということが判明した結果、その日良居と三蒲と和田との予算の取り合わせによってから今回、余り大きな補正がないままで日良居棧橋の予算計上をさせていただいております。それで、それが今のような状況の中で発注ができるのかということでございますが、これにつきましては、今当時相当数の業者さんの中で指名停止を受けておるとい部分がありますが、指名停止がだんだんと解除になっておる業者さんもおりますし、また、ちよくちよくまたほかの別件で指定停止というのが出ておりますが、まだ、今から補正予算が通った後に設計に取りかかるわけでございますから、もう少し発注までには時間があると思います。それまでには十分指名審査会等におきましてから、この工事が本当に十分できる業者さんで、なおかつそういうふうなペナルティーを受けてない業者というものを精査していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 国庫基盤安定負担金ですが、これは、保険者支援者分として2分の1の負担があるわけですが、当初に県から入るものと思っておりましたが、これが国から入るということで組み替えるものでありました。

それと、柳井地区精神保健家族会負担金につきましては、これは障害者自立支援法の絡みではございません。これは、柳井地区の精神障害者の作業所であります「白壁共同差作業所」と「あけぼの工房」がありますが、その運営費であります。当初におきましては102万2,000円を計上しておりました。このうち、県の補助金があるわけですが、これがまた家族会に直接補助されるだろうと思ったわけですが、これが直接町の方へ補助がされるということになりました。それで、補助につきましても1年間の補助があると見込みましたが、10月から一般財源化とされましたので、2分の1しか入らないということで、今回92万2,000円増額しまして、総額で194万4,000円の負担金を支出するものであります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 日良居漁港の関係ですが、和田漁港の埋め申の関係でお尋ねがございました。この和田地区につきましては、工事埋め立て予定地の背後の国道用地、これが未登記であることが判明いたしました。したがって、18年度に埋め立て申請の変更が必要となりましたので、埋め立て申請に影響のない範囲で工事を進捗するというところでございます。

それとまた、この港整備交付金事業でございますが、本来でしたら、追加要望をして実施をいたさなければいけませんけれども、この港整備交付金事業、この性質上、平成17年度から平成19年度までの地域再生計画ということで認定を受けております。これは、三浦漁港と和田漁港、それと日良居漁港、これが対象となっておりますので、この対象事業であれば、どういう事業配分をしてもいいということになっておりますので、今回、全体の事業、当初予算の2億5,000万円を変更しなくて、日良居漁港を実施するというところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、18ページなんですけれども、2目の道路新設改良費のところで、先ほど説明では、山下木屋線には減額だというような説明だったと思うんですが、これ山下木屋、椋野の沖側には椋野漁港に入ると、あすこの交差点の工事ですよね。ということはもう工事が完了したんで減額になったということですか。工事が完了したといっても、あすこ見てのとおり、交差点だけが道路が広がって、奥はそのままの、だから川をつぶして道路が広がったと。何百メートルか入ったらもともと川があるんで、そこガードレールがついとるわけですが、道路の真ん中にガードレールがついとるわけですよね。交差点

からさっと入ったら、昼間は結構見通しがいいんであれなんですけど、夜は、あすこは本線の道が非常にわかりにくいと。あすこ白線をつけてこうが道なんだよというようにやるべきだと思うんですが、これは別のとこの工事費でやるつもりなのかどうかお伺いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 山下浜木屋線につきましては、今年度の計画の精算額が抑えられたということでございまして、まだ現時点の工事でもう山下浜木屋線を中止するというわけではございません。計画といたしましては、先ほど出ました棕野の保育園用地、あの手前までは最終的には計画をしているということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いやそうじゃなしに、現在済んだところで、現在今工事が済んでますよね、あすこまででも今いる、いわゆる道路の真ん中にだから川があるから川に落ちんようにガードレールがやっちゃると。それで、夜は非常に見えにくいわけです。山に上がっていく道は右側にちょっと振って川をそれて道ができちよるわけでしょう。だから、あすこ白線をこうが道なんだよというように白線をやるとけば、迷わんで済むというか、確かに棕野の人間はわかるでしょうよ。けども、やっぱりあっこ上がるのは棕野の人だけじゃない、やっぱりそれはいろんな人が通るわけですから、そこをやっぱり早目に、だから次の工事が出るんじゃなしに、あすこをやったときにそこまでやるべきじゃないかなと。絶対あそこ事故が起きるよ、あれ。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 交通安全施設、ライン等、白線等につきましてはどの程度まで仮設で行うべきか、本施工するべきか検討させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 現場を見にいて、できれば夜がいいと思います。暗うなってからが、行って、本当非常に危ない。実際僕がちょっと突っ込みよったもんで、ああ、これは危ないなと思いましたんで、お願いします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第20．議案第2号

日程第21．議案第3号

日程第22．議案第4号

日程第 2 3 . 議案第 5 号

日程第 2 4 . 議案第 6 号

日程第 2 5 . 議案第 7 号

日程第 2 6 . 議案第 8 号

日程第 2 7 . 議案第 9 号

日程第 2 8 . 議案第 1 0 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 0、議案第 2 号平成 1 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 2 8、議案第 1 0 号平成 1 8 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 2 号平成 1 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明を行います。今回の補正は、健康保険法等改正に伴う市町村国保の広域化に向けた切り口となる保険財政共同安定化事業の導入及び平成 1 7 年度決算に伴う精算並びに負担金等の確定が主なものであります。本文で既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 8,539 万 5,000 円を追加し、総額を 36 億 1,608 万 9,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書の 33 ページをお願いいたします。歳入であります。3 款の国庫支出金 1 項の国庫負担金では 1,607 万 3,000 円を減額いたします。1 目の療養給付費負担金では、現年度分の老人保健医療費拠出金及び介護納付金の確定による 1,770 万 8,000 円の減額、2 目の高額医療費共同事業負担金では、概算による 163 万 6,000 円の増額が主なものであります。

4 款の療養給付費等交付金は省略いたします。

5 款の県支出金 1 目の高額医療費共同事業負担金では、概算により 163 万 6,000 円を増額いたします。

34 ページをお願いいたします。6 款の共同事業交付金 2 目の保険財政共同安定化事業交付金は 10 月の新規事業交付金として 3 億 5,060 万 4,000 円を見込み計上いたします。内容につきましては歳出で説明をいたします。

8 款の繰入金では、出産育児一時金等繰入金を 50 万円、財政安定化支援事業繰入金を 1,485 万 1,000 円増額いたします。

9 款の繰越金は、前年度繰越金の 3,387 万 8,000 円を増額いたします。

次に 35 ページをお願いいたします。歳出であります。2 款の保険給付費 1 項の療養諸費 2 項

の高額療養費は財源組み替えです。4項の出産育児諸費では、10月から出産育児一時金が30万円から35万円に改正されるため、15億円分として75万円を増額いたします。

36ページをお願いいたします。3款の老人保健拠出金では、老人保健医療費及び事務費拠出金の確定により5,164万8,000円を減額いたします。

4款の介護納付金も確定により43万5,000円を減額いたします。

5款の共同事業拠出金では、1目の高額医療費拠出金を概算により654万6,000円を増額いたします。

次に37ページをお願いいたします。3目の保険財政共同安定化事業拠出金として、3億5,060万5,000円を新規に計上いたします。この事業は法改正により、10月から新たに実施されるもので、現在実施されている高額医療費共同事業が拡充されたものとイメージをしていただきたいと思います。高額医療費共同事業はレセプト1件当たり80万円を超えるものを基準として交付をされますが、保険財政共同安定化事業はレセプト1件当たり30万円を超えるものを基準として交付をされます。この財源として、県ないし町が国保連合会に拠出するものがあります。この事業は保険者の財政安定を図るとともに、保険税の平準化を進め、市町村国保が県単位の方向へ広域化する第一歩になるとの位置づけであります。なお、拠出金と同額が交付されると見込み、歳入を計上しております。

8款の諸支出金では、平成17年度の療養給付費償還金として2,541万円を計上いたします。10款の予備費では、5,416万7,000円を増額し財源調整を行っています。

以上で平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に予算書の13ページをお願いいたします。議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は平成17年度決算に伴う精算を行うものであります。

それでは、本文で既定の歳入歳出予算の総額に6,657万1,000円を追加し、総額を27億9,572万円とするものです。

それでは、事項別明細書の41ページをお願いいたします。歳入であります。5款の県支出金では、前年度の介護給付費県負担金の追加交付として5万3,000円を計上いたします。

8款の繰越金では、前年度からの繰越金として6,651万8,000円を増額いたします。

次に43ページをお願いいたします。歳出であります。1款の総務費1項の総務管理費は省略いたします。2項の徴収費では、過年度分の保険料還付として17万7,000円を増額いたします。

4款の基金積立金では、前年度決算に伴いまして、介護給付費準備基金への積み立てとして

2,728万4,000円を増額いたします。

次に44ページをお願いいたします。6款の諸支出金では、前年度実績に伴う国等への返還金として3,911万2,000円を計上いたします。

以上で平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の17ページをお願いいたします。議案第4号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。本文で、既定の歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、総額を2,693万5,000円とするものです。

それでは、事項別明細書の47ページをお願いいたします。歳入であります。1款の療養費交付金は、居宅介護支援事業の過年度分として7,000円を計上いたします。3款の繰入金は一般会計から9万3,000円を増額し、財源調整を行っております。

次に48ページをお願いいたします。歳出であります。1款の訪問看護事業費では、介護保険法の改正により、介護サービス事業者に介護サービス情報の公表が義務づけられたための経費10万円の計上であります。

以上で平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

私からは以上であります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私からは、議案第5号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)から議案第8号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)までについて補足説明を行います。

補正予算議案つづりの21ページをお願いいたします。まず、議案第5号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算に945万9,000円を追加し、予算の総額を10億9,447万5,000円とするものであります。

事項別明細書52ページをお願いいたします。歳出の1款簡易水道費2項事業費1目維持管理費において、漏水等の修繕に対応するための修繕費及び原材料費を追加計上するものであり、その財源といたしまして51ページのとおり、一般会計から945万9,000円の繰り入れを追加するものでございます。

次に、議案第6号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。補正予算書の25ページをお願いいたします。今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に639万6,000円を追加し、予算の総額を4億8,158万

3,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書55ページをお願いいたします。歳入につきましては、安下庄地区公共下水道事業に係る国庫補助金の追加内示がありましたので、550万円を追加し、これに伴う下水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ追加するとともに、一般会計の補足説明でもありましたように、下水道事業に係る資本費平準化債を7,100万円追加し、その財源調整といたしまして、一般会計からの繰入金を7,230万4,000円減額するものであります。

56ページへ移ります。歳出につきましては、1目維持管理費において、下水道台帳作成委託料を50万円追加し、入札減により水質検査委託料を206万7,000円減額しております。2目下水道事業費は、安下庄公共下水事業の国庫補助内示に伴う工事請負費の追加補正でございます。

議案第7号は平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。補正予算書つづり31ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額は変更することなく、財源の調整を行うとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

事項別明細書の59ページをお願いいたします。歳入について、一般会計からの繰入金を1,610万円減額し、下水道債を140万円、過疎対策事業債を210万円追加するものでございます。このうち、資本費平準化債は1,160万円でございます。

続いて、議案第8号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

補正予算書つづりの37ページになります。今回の補正は、既定の予算に72万円を追加し、予算の総額を4,875万円とするとともに、第2表のとおり、地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の63ページをお願いいたします。歳入につきましては、資本費平準化債を1,240万円借り入れることとし、一般会計からの繰入金を1,168万円減額しております。

64ページの歳出では、維持管理において汚泥濃縮ポンプのオーバーホールに係る経費、修繕費100万円の追加、入札減による水質検査委託料に28万円の減額でございます。

以上が議案第5号から議案第8号まで、環境生活部所管の各特別会計の補正予算についての概要でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) それでは、議案第9号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をいたします。

補正予算議案つづり43ページであります。今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,552万6,000円とするとともに、第2条により、47ページの第2表のとおり地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の67ページをお開き願います。まず、歳入についてであります。3款県支出金1項県補助金は、各航路の平成17年度決算に基づき、県補助金が確定いたしましたので775万7,000円を追加計上するものであります。これに伴い一般会計からの繰入金金を703万4,000円減額しております。

6款の諸収入は、臨時職員の雇用保険自己負担分であります。

7款町債は、日前待合所設置にかかわる工事請負費について、当初予算では過疎対策事業債を充当しておりましたが、辺地対策事業債での対応が可能となりましたので、それに振りかえるものであります。

69ページの歳出におきましては、情島航路運行費において、運輸局の指導により、10月から船員を2人常務体制で運行することになり、賃金は当初予算で計上しております。この2人体制に伴い、4名の臨時船員の確保に努めてまいりましたが、3名しか確保できず、勤務時間の関係で、社会保険等への加入が必要となりましたので、これの負担金を計上するものであります。

続いて、議案第10号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算つづりの49ページであります。今回の補正は既定の予算から4万2,000円を減額し、予算の総額を983万8,000円とするものであります。歳入では、平成17年度からの繰越金を4万2,000円減額し、歳出において予備費を4万2,000円減額するものであります。

以上が議案第9号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第10号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回新たに歳出において、実際的な制度の変更という格好で、実際的には3億円を超える新たな国庫からの繰り入れということで、馬野部長の補足説明によると、レセプトが1件当たりで80万円を超える部分から1件30万円を超える部分というイメージで理解してくれということでありました。

それで、補足説明の中で1点気にかかるのが、1つは圏域化して安定化という言い方をしました。圏域化として安定化、本当に圏域化して安定化するのかどうなのか、事例的なものをちょっと聞いておきたいというふうに思います。それが1点です。単純にサイズが大きくなれば安定するというもんじゃないという危惧があるので、聞いておきたいというふうに思います。

それと、今回の新たな部分として3億円を超える部分ですが、実際的に、例えば、保健共同安定化基金、今の事業の新たな交付金の算定方法とか、当然あるというふうに思いますし、標準保険財政共同安定化事業拠出金の算定方法などについて補足説明を求めておきたいというふうに思います。非常にわかりにくい部分なので求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） まず、保険財政共同安定化事業ですが、これは高額医療費に対する拠出金ということですが、現在、実施されております高額医療費共同事業、これは、80万円を超えるものを基準に共同事業交付金として交付をされます。これは、高額医療費が多い保険者というのは、当然保険税に跳ね返ってくるということでこれまで実施されてきたものです。今回また新たに保険財政共同安定化事業というので、これはレセプト30万円から80万円を基準に交付をされるということで、これは、医療費が高い保険者と低い保険者の差を縮めようということで、県内の保険税の平準化を図っていこうということで、県内の全市町が拠出をするということになっております。

平成20年度から実施をされます75歳以上対象とした後期高齢者医療制度、これは県の全市町が加入する広域連合が保険者となりますので、保険税が統一されるということです。このため、いずれ国民健康保険もその運営も都道府県の方へ広域化したいなという国の思いがあるわけで、この事業が創設されたものと位置づけております。

それと、いろいろ拠出金などの算定方法ということですが、これは大変、中身が大変ちょっと難しいもんですから、説明はちょっと省略をさせていただきますが、これも県などの方から計算をされまして、こちらへ通知が来たものを計上してるところであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それと、もう1点気にかかるのは、今まで特徴等との影響について出てくるのか出てこないのかという、いわゆる歳入部分で今まで特別徴収等が ごめん、失礼、特交部分とかそういう部分があったわけなんです、それとはもう全く関係なしにこの部分だけで新たな歳出という組み方ということで理解してよいのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険財政共同安定化事業拠出金ですが、これは県内で拠出をす

るということですが、この交付金の額につきましてもレセプト30万円から80万円の間でということですので、実際医療費がどれだけかかるかというのは実際わからないわけですが、これ一応県の方から指導を受けまして、一応同じ、歳出と同じ額を歳入の方へ計上しておいてくれというようなことで今回計上しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次、進みます。議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ここ以降から事業費関係で、先ほど椎木助役が答弁されたいわゆる事業費関係で平準化分、いわゆる平準化債、わし今勘違いした、一つ飛ばした。今、下水道まで行ってない、簡水の方、御無礼。簡水の方、失礼。

議長（新山 玄雄君） 介護保険、看護事業 済いません、こっちも間違えました。簡易水道でございます。

進みます。議案第6号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。はい、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） こっからね、今ちょっと事項別明細見よったら失礼しました。こっから実際的に椎木助役が一般会計で若干補足説明された財源分として平準化債の対応という部分がずっと事業畑で出てくるというふうに思います。平準化債について、いわゆるプラス・マイナスあるんじゃないかというふうに思います。基本的補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回、下水道関係の特別会計におきまして、下水関係の資本費の平準化債、これを3つの特別会計で合わせて9,500万円起債を起こすということで補正予算を

計上しておりますけれども、この平準化債の基本的な考え方なんですけれども、まず、下水関係の起債、下水道債、これの償還が通常25年となっております。下水関係の減価償却期間、これが44年ということで、この差を要するに起債で埋めていこうという考え方が出てきております。これが資本費の平準化債ということでございまして、これについて財源の関係ですけれども、一般会計のときに若干部長の方から補足説明でありましたけれども、借り入れ総額の2分の1、これが普通交付税の減額になります。しかしながら、一方でその平準化債を借り入れた場合には、その償還に対する元利償還、これの2分の1が交付税措置されるということになっております。ですから、この部分で単純にいきますと、約これ20年間で償還することになるわけですが、その20年間の償還に対する元利の2分の1が交付税措置されるわけですから、そこらあたりを踏まえまして、元利償還の、ですから償還の利息、ここの2分の1が20年間にわたって償還に対する利子の2分の1については一般財源がふえるということにはなりませんけれども、これ今回を例にして試算いたしますと、先ほど言いましたように、交付税が9,500万円借り入れた場合の交付税が半分減額になるということですから、4,750万円減額になります。ですから、ここで単純にいうと4,750万円の一般財源は出てくるという考え方になります。しかしながら、今申し上げましたように、利息部分の2分の1、これは交付税措置されますけれども、その利息の2分の1というのは約1,000万円ばかりになるかと思えます。したがって、差し引き3,700万円ばかりの一般財源がここに出てくるという考え方にはなるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。 それでは、進みます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

進みます。議案第8号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。はい、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これも先ほど補足説明はされたところなんです、歳出においては、ここに書いておるように、いわゆる新たないわゆる船員負担金ということになるか思い

ますが、実際的に前段分、部長が説明したいいわゆる今までと補正後の対応ということで、いわゆる要員体制、船員体制をもう1回ちょっと補足しちよっていただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。船員体制でございます。先ほどの補足説明でありましたように、昨年の定期監査におきまして情島航路2名体制で行うということでございます。通常20トン、船員法では20トン以上で2名乗船ということが義務づけられておりました、それ以下は義務づけはありません。ただ、通常、情については5トン未満ということで、設置当初から1名ということで認可をおいております。ただ、昨年の4月に船員法の改定等がありまして、ただ、これは20トン以上の関係でしたんですが、その関係で情島は2名、ですから2名といたしましても一応船長と監査の指摘では両港の綱取りを設置するか、あるいは船長を、乗組員を2人にするかということでもう指導がありました。ということで、渡船の場合は会計年度が10月から9月ということなんで、10月から2名体制にしないという指摘があって、そういうことで行っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。 ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第10号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩します。3時5分まで休憩 いや3時じゃない、2時5分です、失礼しました。

午後1時50分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

先ほど広田議員の質疑に対する答弁留保しておりました。簡易水道のことでございますが、村田環境生活部長から答弁させます。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほど簡易水道事業特別会計の決算にかかわる質疑の中で、柳

井広域水道企業団にかかわる出資累計、各構成団体の出資累計はという御質問いただきましたが、後ほどということで留保しておりましたので、そのことについてお答えさせていただきます。

(「もうちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり) はい。

構成団体が本町を含めまして6団体なわけでございますが、まず、柳井市の累計額が6億7億3,195万6,000円、由宇町が3億9,580万8,000円、上関町が7億3,072万1,000円、田布施町が1億7億3,707万2,000円、平生町が1億7億4,995万4,000円、本町が先ほど収入役の補足説明でもございましたように4億6億7,920万5,305円という状況で、これ累計いたしますと1億6億2,465万7,000円という17年度末現在の出資累計額になっております。

議長(新山 玄雄君) それでは、進行します。

日程第29. 議案第11号

議長(新山 玄雄君) 日程第29、議案第11号平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者(川田 昌満君) 議案第11号平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についての補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづりの16ページの平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についてをお開きいただきたいと思います。認定第12号で御認定賜ります平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の剰余金計算書の当年度末処分利益剰余金1億2,304万2,563円を処分するものであります。処分の方法としましては、地方公営企業法第32条第1項に基づく法定積立金としまして減債積立金に6億15万3,000円を、残りの1億1,688万9,563円を利益積立金に積み立てるものでございます。

以上で議案第11号の平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分についての補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第30. 議案第12号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第12号あらたに生じた土地の確認についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第12号あらたに生じた土地の確認につきまして補足説明を申し上げます。

議案つづりの17ページと参考資料別とじをつけておりますのでごらんください。

本案は、山口県が道路改良事業によりまして、周防大島町大字和田地先に埋め立てました土地で、平成18年7月20日付、指令平18公安第241号により、公有水面埋め立て法の規定に基づきまして、竣工認可されたものでございます。このたび地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

補足いたします。埋立地の用地につきましては道路用地でございまして、事業名は一般国道437号線の道路改良事業でございます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第12号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第13号字の区域の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第13号字の区域の変更につきまして補足説明を申し上げます。

本案は議案第13号でお諮りをいたしました土地の字の区域の編入につきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして町議会の議決を求めるものでございます。内容につま

しては、議案第12号と全く同じでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第13号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32・議案第14号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第14号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第14号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

議案つづりの25ページでございます。新旧対照表につきましては、27ページ、28ページ以降に掲げてありますので、御参考にしていただきますようお願いいたします。

本案は人事院規則、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部の改正によりまして、育児や介護を行う早出・遅出勤務の対象範囲が拡大されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正理由は、職員がフルタイムで働きながら育児、介護を行い、家庭責任を果たすことができるよう始業及び終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げて勤務させることを認めるものでございます。また、育児、介護を行う職員の早出・遅出勤務の対象範囲の拡大については、近時、下校時の小学生にかかる凶悪事件が多発している等の社会情勢を考慮いたしまして、学童保育施設に託児している小学生の子の迎えのためにも利用できるように改正しようとするものでございます。これらの改正は、早出・遅出勤務の対象となる これらの改正によりまして、早出・遅出勤務の対象となる職員は、小学校入学前の子を養育する職員、児童福祉法に基づく学童保育施設

に託児している小学生の子を迎えにいく職員及び介護が必要な親族を介護する職員が対象となります。

また、この改正にあわせて、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る条文の改正を行い、本条例の整合性を図るものでございます。なお、本条例は平成18年10月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 対象となる職員という場合に、基本的には深夜及び早朝ということになれば、公営企業局の看護婦等ということになるのだろうか、それとも今の一般職の中でそういう状況が発生するというふうになるのだろうか、その点ちょっと補足を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。 暫時休憩します。

午後2時16分休憩

.....
午後2時17分再開

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 企業局も含みます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 当然、町職員である公営企業局も含めるわけなんです。その中で、実践的に今回の条例改正変更に伴い、実際に例えば深夜給になれば、今適応するとすれば、いわゆる看護職、今看護師さん等が多く含まれる。例えば超過勤務であれば、もっと具体的に答弁できる範囲で、具体的にこの条例が施行された場合に、例えば具体的にどういうことなのか。深夜については例えば子育てのために、例えば夜間勤務は免除になるよという格好だけでそれが済むのかどうなのか。例えば超過勤務についても具体的に例えば適応外よという格好になるのか。具体的な条例が施行された場合の中身について、わかる範囲でちょっと答弁を求めたいと、ちょっとイメージがちょっとわかりにくいんで求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、お答えいたします。早出・遅出勤務の場合は、一応早出を例えば30分早めて勤務するとなれば、現在8時半でございますけども、8時からと。今度は早く出ておりますので、今度は早く帰るということで、30分、5時15分まででありますと4時45分というような形になります。それで、今の早出・遅出勤務の場合でございます。深夜

勤務の場合につきましては、深夜勤務の制限を希望する職員につきましては、1カ月前までに申請していただくということになります。それで、1回に請求できる期間の上限は6カ月以内というような規則で定めることになりますけれども、それと超過勤務の制限の場合につきましては、基本的には前日でもできますけれども、業務を処理するためのそういう必要がございますので、1週間前とかいうように早目に請求していただくというようなことで、これにつきましては、一応期間は1年以内ということで、月を単位として必要時間を定めるというようなことになろうかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私もちょっと最近ちょっとわかりにくいところがあるんですが、実際的にこの条例が施行された場合に、例えば夜間勤務の免除、例えば夜間勤務を申し出るちゅことよりは免除という方が基本的には多いのではなからうかというふうに思うわけです。例えば今、町においてはそういう職種がないと思うんです、実際的に。夜間勤務と、部分というのは。ほじゃが交代制勤務等においては、夜間勤務等があるわけよね、実際的に。先ほど言われたように当然病院も当然この条例の対象なんです。そういう場合に例えばどの、いわゆるどういう範囲の中で、ちょっと実践的にわかりにくいんで説明を求めよるんですが、例えば夜間勤務の免除の申し出があった場合は当然その対象内ですよ。先ほど聞くと、いわゆる免除よりは夜間勤務をしたい人が変更ができるちゅような聞き取り方になったんで、ちょっと実際的には夜間勤務の免除や早朝勤務の免除が条例施行の基本的考え方というふうに思うんですが、どういうふうな実践的な解釈としてはどういうふうになっておるんだろうかということで、条例施行に際してどういう具体的になるのかということ質問しよるわけです。ですから、どちらがどうなるのかということわかる範囲で、それぞれ例えば職種でいえば、町長部局でいえば町長部局の職種の場合はこういうふうな考え方ですと。それで、公営企業局の方としてはこういうふうにとらえちよるといのが当然あると思うんです、この条例施行に際して。それをちょっと具体的にちよっとイメージが、議員の方にイメージがわくように答弁を求めたいというのが中身です。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） こういった法律が施行されて、たちまちすぐ現場で行っていくことは難しいとは思いますが。ただ、今までの育児休暇におきましても、育児休暇というものができ、時代的に浸透してきて、皆様1年なり2年の育児休暇をとってるというのが我々の企業局の現場においてはもう既に起きております。その欠員補助というのもいろいろな手を尽くして踏まえながらやっていきます。こういった条例ができましたら、私どもも患者様のメインとなる時間帯、午前中の診療時間を固定として、普通にやってるフレキシブルという勤務形態がございますので、そういった部分での対応、またおっしゃられるような三交代につきましては、

三交代勤務を構成する関係上、その職員のその三交代勤務の中での勤務形態は難しいと思いますので、外来勤務なり別の勤務形態に変えて、その中でこういった免除なり、早出・遅出ができるならば、時代とともに施行しきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 条例とか法律ていうのは、条文が非常に難しんで、ちょっと具体的に御説明願いたいと思うんですが、8条の2項の括弧書きがありますが、職員の配偶者でその子の親である云々ちゅのずっとありますが、ここはちょっと具体的に説明してください。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。子を養育するというのは当然夫婦でありますので、そういう状態である場合に、教育が必要という場合に免除するという解釈でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） だから、いわゆる普通世帯があって、世帯主って大抵男が世帯主になっちゃうと思うんですが、いわゆる、ここの括弧書いていうのはいわゆる父親のこと、当該職員を除くっていうのはいわゆる父親のことなのかどうか、そういうふうにとらえていい。だから、父親には同じ職員でも、例えば夫婦で職員の方もおられると思うんですが、いわゆるこの父親の方にはこの適応はありませんよということなのか。じゃなしに、両方にあるわけ。じゃ、奥さんが職員じゃなしに一般のでも男性の職員にこれは適応される、それはされないんじやろ。いや、ちょっとそこを。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） このたびの改正は国家公務員、それから、この地方公務員もということで、国の方からの指示により改正するわけでありますので、例えば町の職員で夫婦共働きということであれば、奥さんが午前中1時間なり30分遅く出ると、それから今度は主人については今度は迎えに行く関係があるので、1時間なり30分早目にというような取り方もできますよということであります。だから、民間企業の方であれば、また民間の方にそういうものがあれば制度が活用できるということになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 3回じゃけ、これ以上言われんのんじゃけど、じゃけ、いわゆる両方職員の方はわかります、両方とれるということですよ。だから、男の方が職員であって、お母さんは職員でない。それはその民間の方でとれるんでしょうけども、じゃ、お父さんはこの規定としてできるのか、これはだめなわけ。（発言する者あり）いや、どう。助役はだめちよる。（発言する者あり）いわゆる配偶者というのは絶対奥さんが配偶者ちゅことはないわけよね。世帯主が奥さんじゃったら男性の方が配偶者ということになるわけでしょ、要は、法律的には。じ

やけ、その世帯、奥さんの方が世帯主であれば、それは当然それで男性の方でとれるんかもわからんけど、ほじゃが、じゃけ、だめなんじゃろ。

議長（新山 玄雄君） 明確に答弁をお願いいたします。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと明確に。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えします。奥さんが勤めてる場合について、男性の職員でもとれるし、奥さんが介護できる状態であればできないということでありまして。介護する人がおるということでありまして。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 明確な答弁をお願いします。わかるように。もう一度、吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 町の職員であれば男性でもとれます。

議長（新山 玄雄君） はい。ほかに質疑は、いいですね、あれで。ほかに質疑はございませんか。いいですかいね。執行部いいですか。いいですよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33・議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第15号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第15号でございます。議案つづりの33ページをお願いいたします。周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は洪水時あるいは高潮時の水害による被害で軽減できるような情報を住民にわかりやすい形で公表し、また普及し、住民に自分の住む地域の水害危険度を認識してもらい、自主的な防災活動を促していく防災地図の作成につきまして、周防大島町ハザードマップ検討委員会を設置しようといたしております。そこで、浸水想定、避難の必要な区域、被災場所、避難ルート、避難

情報の伝達手段等について委員から指導、助言をお願いすることといたしております。よって、周防大島町報酬及び費用弁償条例第5条第1項の別表にハザードマップ検討委員会委員を加え、日額報酬として5,000円を支給しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34・議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第34、議案第16号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第16号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。本条例の中に旧久賀町棕野地区棕野公民館西側にあります旧棕野保育所につきまして国、県の補助を受けまして昭和56年度に建設されたものでございますが、地域の児童数の減少によりまして入所児童がほとんど見込めなくなり、集団保育面、運営費等の財政面を考慮した結果、平成15年3月末をもって廃止をし、その後、財産処分について検討を行ってまいりました。合併後も引き続き財産処分についての検討を行い、県の指導を受けながら検討協議した結果、社会福祉施設への転用が適当であるとの結論に至り、このため転用先の施設の設置目的を定める条例が必要となりました。本条例の一部を改正しようというものでありますが、本条例の一部を改正してこの社会福祉施設としての条例の中に組み込もうとするものでございますが、そこで周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正しようとするということでございます。

なお、国庫補助を受けて整備をした建物でございますので、補助金等に係る予算執行の適正化

に関する法律等に基づきまして、処分制限が定められておりまして、補助金の返還をそのまま廃止すると補助金の返還を伴うこととなります。そこで補助金の返還を伴わない方法等を検討するという事で時間を要したということでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今かなり詳しく助役さんが説明をされたんで、皆さんもおわかりになったと思うんですが、今後の問題ですけども、こうやって条例改正ができて、ここが何とかまた使い道がついたということですけども、ただかなり施設が老朽化してますですね。貸し出す場合は当然貸し出す側が直さんにかいけんというように思うわけですが、その辺はどういうふうに考えておるわけですか。あくまで貸し出して、その借りたもんが直すというふうに考えておるのか、きちんとして貸し出すというようにするのか、そこだけ。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） ちょっと今の回答する前に、これも旧久賀町のことでありますので、旧久賀町の議員の皆様この経緯御存じだと思いますが、ほかの議員の皆さんに対してちょっと説明をさせていただきます。

この旧棕野保育所ですが、先ほど説明がありましたように入所児童数の減少によりまして平成15年3月31日をもって廃止をされたところです。旧久賀町では廃止に伴いまして財産処分や、土地が借地ということで、地主との協議も進められましたが、地主が平成40年までの契約継続を希望してるということと、解体工事の財源が確保できないということで、国への財産処分申請が保留となりまして周防大島町へ引き継がれました。周防大島町といたしましても、これまで協議を進めてきたわけですが、補助金の返還、解体工事費、これが多額となります。また、県からも財産処分申請を早くやれということで要請をされております。このために、この建物を社会福祉事業として使用すれば補助金の返還は免除される。それと建物も昭和56年建築ということで、当然使用もまだ可能でありますので、補助金を返還しない方向で検討をしたということで、このたび改正をするところであります。

今回この一部改正が可決されれば、補助金の返還は必要ないとの現在、国の回答もいただいております。今後の利用につきましても高齢者施設として利用したいとの事業者も今ありますので、この生きがい活動支援通所事業、また条例の4条で、ほかに町長が必要と認めた事業が実施できるということもありますので、高齢者の介護予防などの希望事業者に運営をお願いしたいと思っております。

先ほど質問がありました改修しなければならない、改修しなければ今は利用できないような状

況であります、町としては費用は一切出さないで、事業者に改修をお願いするところへ運営をお願いしたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 今回の国庫補助の返還をもしやるとしたらどんぐらいぐらいの費用になるかということと、もし崩すと、今からどうしても大改修せなくちゃいけないようになって、どうしても崩さんにやいけんよという場合に、国庫補助を返さんでもええ期限があるのかというふうに思うんですが、そこら辺どうですか。1千何百万円くらいじゃった、ようちょっともう一遍確認。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 現在補助金をもし返還するとなると、国、県合わせて1,400万円です。解体工事費につきましても約2,000万円くらいかかろうかなと思っております。それで、一応借地ですから、返す場合は更地にして、現在あるその建物はくい打ちなどをしておりますので、相当費用がかかるということであります。あと、補助金が返還免除になる期間ですが、建設から47年ということであります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もともとが旧久賀だけではなしに、道路について、単年度の議論のときに出てきた課題ではあります。それで先ほど馬野部長が答弁されましたが、実際可能かどうか、いわゆるきょうは一切いわゆる新たな施設、いわゆる施設ですから、新たな施設ですが、実際的にはすべていわゆるその現況を使う人に貸し出すと、いわゆる町は一切、例えば整備等はしない。ましてや生きがいサービスということになると、どこまで例えば中を、例えばデイ的なものが入るかもわからん。どういようなものまで、いわゆるここでいう例えば新たな社会福祉法人に貸し出そうとする、例えば生きがい活動支援通所施設、これはもうあくまでいわゆる新たな契約がしようとするところが、町の建物であろうが、どんなに中を改造してもええと、すべてあんたら勝手にしんさんせというのが理屈上通るかどうかちゆ面があるんです。あくまで町の施設なわけですよ。それを勝手に改造してもええよということになるわけでしょ。いわゆる一定程度、例えば一定程度改善しなければ、実際的には今助役が補足説明があった新たな社会福祉施設としてやっていく場合に、実際的にはいわゆる来る例えば法人が、いわゆる町の施設であっても勝手に改善しんさいというわけにはこれいかなのんじゃないかね、法的、新たな法的な部分として、それは勝手ですよちゆわけにはちょっといかなのんじゃないかね。そこがちょっと気がかりというか、実際的な、実践的な部分が出てくるんじゃないかなと思うんです。ちょっとあいまいにできない部分があるんじゃないかなと思うんで、ちょっと再質問の格好になりますが、明らかにしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回のこの条例改正につきましては、いかにして補助金を返還しないことかと、または、もう一つは、またその当然地主さんからいえばその解体、または更地にして返してくれ、または打ってるくいを抜いてから戻さんにゃいけんということになりますと、膨大なその費用がかかるわけございまして、町とすればいかにその社会福祉施設というふうな形で補助金を返還しないで、なおかつその地域の利用ができるものはないのかということを探索してきたわけございしますが、今御指摘のような、どこまでが改造が許されるのかということございしますが、生きがい活動支援通所事業に使うとすれば、今までの施設が保育園でございましたので、そんなに建物そっくりというようなことは当然ないわけございまして。ただ、若干雨漏りもしておるようございまして、もう数年廃園になっておるわけですから、トイレ等につきましても浄化槽がすぐ使えないということもあると思います。しかしながら、町の方の方針が当然その補助金を返還しない方法での活用ということを考えてるわけございまして、町の方から改造をして差し向けるということはないという方針でございまして。

だから、利用される方の方も、この生きがい活動の方の介護保険絡みですから、そんなに大改造して、莫大なお金をかけてからということとは多分ないとは思いますが、それが仮にできなければ、借りるの方が大きなお金をかけてまではやらないよということになれば、それはそういう方が出てくるというのを若干待つということはあるかと思いますが、改造の方について町が今お金をかけて改造するという気持ちは今のところ持っておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実はこれは一端なんです。今から先、例えば事の大小、建物の大小あるかもわかりませんが、こういうものは今からたくさん出てくる可能性がある、周防大島町全体で見れば。そういうときに一定の方針をきちとしちよかんと、例えばあのときにはいわゆる自由な改造ができた。自由といいますか、ある程度自由、言葉じりをとるわけじゃないですが、そのまま社会法人でいくよちゅんでずっといっちょきやええちゅ単純なもんじゃない。例えば今から先、例えば学校にしても、学校にしてもそうですし、例えば旧大島町でいけばいろんな部分が出てくるんです。そういうときに例えば一定の方針をきちと出しちよかんと、例えばこの部分については自由裁量権というか、ある程度自由裁量権を見る。それで、ほかの部分については自由裁量権は余り見ないとかいう矛盾が逆に出てくる可能性がありやせんかと、確かに建前上はこういうことで町としては、言うなればいわゆる国庫補助を返還しなくてええという有利な側面はあるかもわかりませんが、これから先いろんなことを考えると、やっぱりある程度はいわゆるこれは執行部内で方向性を決めちよかんと、この場合はこうじゃった、あの場合はこうじゃったちゅことで、可能性としてあります。

ほじゃけ、そりゃやっぱり今回条例設置についても一定程度やっぱりきちっとしちよく必要があるんじゃないかという分を危惧としてあるという程度のとどめちよきますが、やっぱり周防大島町今から老朽化した町のいわゆる所有物、ましてや下の物がいわゆる民間の土地という場合、すごい困難な部分がいっぱい出てくる可能性があるんで、それはかなり方向性を出して条例をつくっていかんと、これは最初の条例ですからね、いわゆる活用方について最初の条例ですから、ある程度は方向性を出して条例していかんといけんのんじゃないかなという点だけ指摘しちよきたいというふうに思います。

また、現行を私もちよっとわからんですが、もともとこの議論はさっき言うたように、道路をもうつらないかつくるかという議論の側面もあったわけです。あそこを延ばすかどうかという、これは建設課の方じゃろうと思いますが、その議論からもいろいろ議論があったわけです。そういう中で執行部がそういう方向を出したとしても、やっぱり今から先よう詰めちよかんにゃいけん問題もあるという点よね。それやっぱり助役、町長はやっぱりある程度方向性出しちよかんにゃいけんのじゃないですか、条例提案のときに、ちゅうように思いますが。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 余り財政面の効果ばかり言うのも何かとは思いますが、廃止になったところを補助金の返還までして廃止にするというふうなことは、非常に今の財政状況から見ると難しいと思います。どういう形の施設を今想定されて言われてるのかわかりませんが、いろいろな施設がこれから出てきたとしても、できるだけ補助金の返還等のようなむだとはいいませんが、そのようなところに予算をつけないで済むような方法での廃止または休止というような形で持っていかなければならないのではないかと、そのような余裕が若干ないということも御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 最後になると思いますが、もう一つ聞いておきたいのが、その面積と借地料ですよ、実際的に。今先ほど40年間 ごめんなさい、平成40年までちよことになると、かなり長期のいわゆる地主さんは、いわゆる契約を要求しちよる。何十年の契約ちよんか私にはちよっとわからんですが、実際的にどのくらい借地料を払うようになるんですか、そういう格好になると、その間。ちよっと具体的数字がわかる職員さんおりませんか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 借地料は今、年間25万円とっております。

議長（新山 玄雄君） 年間25万円、計算したら。ほかに質疑はございませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 一応確認事項としてお尋ねいたします。この生きがい活動の支援の通所に関しましては、どこまでも高齢者の介護関係、介護予防とかデイサービスとか、そう

いった形の方のみの福祉というふうにとらえていいわけですね。というのが、例えば児童福祉関係についての利用というのはこれには該当しないということでしょうか。その辺だけ一応確認です。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほど申し上げましたとおり、この条例の中に第4条でほかに町長が必要と認めた事項というのがありますけど、この条例自体が生きがい活動支援通所施設ということなので、これは高齢者に限ると認識をしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第16号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第35・議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第35、議案第17号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第17号周防大島町国民健康保険条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。健康保険法の一部を改正する法律が平成18年6月21日に交付され、現金給付について、少子化対策等の観点も踏まえ、給付の重点化を図ることとし、出産育児一時金につきまして、現行の30万円から35万円に改正され、平成18年10月1日に施行することになりましたので、これに伴います条例の整備でございます。

38ページに条例の新旧対照表が示してありますので御参照いただき、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 17 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 36 . 議案第 18 号

日程第 37 . 議案第 19 号

日程第 38 . 議案第 20 号

日程第 39 . 議案第 21 号

日程第 40 . 議案第 22 号

日程第 41 . 議案第 23 号

日程第 42 . 議案第 24 号

日程第 43 . 議案第 25 号

日程第 44 . 議案第 26 号

日程第 45 . 議案第 27 号

日程第 46 . 議案第 28 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 36、議案第 18 号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議についてから、日程第 46、議案第 28 号山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの 11 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第 18 号から議案第 28 号までの補足説明を一括して行います。

本案は県内の市町村合併に伴いまして、県内市町村を包含する一部事務組合等の構成団体の数が減少しておりまして、合併後においても構成団体の負担金を大きく変更せずに、組合等を管理運営し、維持していくためには、山口県市町村災害基金組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び山口県自治会館管理組合をそれぞれ解散し、これらの共同処理事務を一元的に処理する新たな複合的一部事務

組合を設立することによりまして、組合運営及び事務の合理化を図るため議会の議決をお願いするものでございます。

議案第23号には、山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する議案が出ておりますが、これにつきましても市町村公平委員会の権限に関する事務を新たな複合的一部事務組合で処理しようとするというものでございます。

また、山口県市町村災害基金組合を初め5つの一部事務組合がそれぞれ所有をいたしてあります財産処分につきましては、平成18年10月1日に設立を予定しております山口県市町村総合事務組合に一切の財産を帰属させるため議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第18号か28号までの補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 18号からずっとあって、すべてが29号の中に入ってくという考え方と。いわゆる18号からずっと解散ということになりますよね、新たに設置するものとして29号で出てきますよね、これすべて災害、18号から19号すべてにおいて29号でいわゆる網羅する、網羅するといいますか、いう考え方でよいのかどうなのか、ちょっと確認しちょきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。先ほど助役の方から説明いたしましたように、市町村災害基金組合、山口県市町村退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県自治会館管理組合をそれぞれ解散すること、それと市町村公平委員会の共同設置の廃止というようなことで、すべて網羅されております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 財産については、新しく設置される組合に引き継がれるように書いてありますが、職員については、各組合におられた職員についてはどうなるわけですか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 資料によりまして平成18年度現在職員20名おりますけども、22年までに15名ということで、一応15名体制ということで最終的な目標を置いております。それで、事務局には総務班とか調整班、業務第1班とか業務第2班というようなことで、事務の合理化が進められております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 19 号山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 20 号山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 21 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 22 号山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 23 号山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 24 号山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 25 号山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 26 号山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 27 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 28 号山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第 18 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 18 号山口県市町村災害基金組合の解散に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 19 号山口県市町村職員退職手当組合の解散に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 20 号山口県市町村消防団員補償等組合の解散に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 1 号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 2 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 2 号山口県自治会館管理組合の解散に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 3 号山口県市町村公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 4 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 4 号山口県市町村災害基金組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 5 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第25号山口県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号山口県市町村消防団員補償等組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第27号山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第28号山口県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47・議案第29号

議長（新山 玄雄君） 日程第47、議案第29号山口県市町総合事務組合の設立についてを上

程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第29号山口県市町総合事務組合の設立につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、市町村合併の進展に伴う県下市町村の再編及び行財政改革の動きに適切に対応するため、市町村関係団体及び一部事務組合等の統合、合理化による効率的、安定的な運営基盤を確立し、市町に対する支援機能の充実強化を図るため、地方自治法第285条の規定に基づきまして、災害基金組合、退職手当組合、消防団員補償等組合、非常勤公務災害補償組合、自治会館管理組合、公平委員会及び交通災害共済事業を新設統合いたしました複合的一部事務組合として山口県市町総合事務組合を設立しようとするものでございます。

議案書の51ページにありますが、設立の年月日は平成18年の10月1日、構成団体は山口県内の全市町とほか23の一部事務組合。

3番目の共同処理事務としては、そこに掲げてあります共同事務を処理しようとするものでございます。

組合の規約につきましては、53ページから規約が出ておりますが、第1章で総則について、第2章で組合の議会について、第3章で組合の執行機関について、第4章で組合の経費の支弁の方法について、第5章で雑則、それぞれ必要な事項を規定し、山口県市町総合事務組合を設立するため議会の議決をお願いするものでございます。なお、本規約は平成18年10月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、いわゆる山口県の新たな総合事務組合規約の中で、組合の議会というところをちょっと見ていただきたいんですが、これは市町の長のうち互選した者8名と市町の議会の議長のうちから互選した者2人ということになっとります。それで実際的には議会代表が基本的にはほとんど出られないというのが一つであります。

それで、取り扱う事務としては、最初にあるいわゆる共同処理の中に地方公務員法によるいわゆる公平委員会の権限に関する事務と、事務取り扱いが入るわけです。実際的に公平委員会としてのいわゆる機能がこういう構成の中でできるかどうか。いわゆるこれでいくと、結局は公平委員会等にかかわることであっても、事務処理しようとするれば、結局は首長等の言うままになってしまうという恐れがある。こういう構成ではそういう格好になりませんかという点があるんですが、どういうふうにとらえちよるんか、議会のとらえ方について。それと、やるべき事務の

内容についてどういうふうにとらえちよるんか、ひとつ聞いておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと今誤解があるのではないかと思います、今のは市町総合、済いません、総合事務組合の組合議員のどこを御指摘になったのではないかと思います、公平委員会は第11条の 規約の第11条でございますが、組合に山口県市町公平委員会を置くと、公平委員会の委員は管理者が組合の議会の同意を得て選任する。管理者は前項の規定により選任された委員の指名等々ありますが、公平委員会の事務自体をこの組合議会の議員がすべて行うということではないということでございますので、そこら辺は御理解いただきたいと思いますが。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いや、私が言うのは、実際的に公平委員会の事務処理については、公平委員会部分がやるが、そのいわゆる事務を、いわゆる私が勘違いかもわからんのですが、実際に例えば組合議会でそういう審議対象になりゃせんか思うんです。それは組合議会の審議対象外と、いわゆる新たな組合議会ができるわけですよ。それで、事務取り扱いの部分については組合議会としては、そういう部分については、いわゆる実際的には審議対象外ということなるんかどうなんか、その辺からちょっと説明してほしいわけよ。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 規約の第3条でございますが、組合の共同処理する事務というこの第8号でございますが、地方公務員法第7条第3項の規定による公平委員会の設置及び同法第8条第2項に規定する公平委員会の権限に関する事務が今回のこの組合の共同処理する事務に入っております。これを第11条におきまして、この事務を行うために山口県市町公平委員会を置くということでございますから、当然公平委員会の事務はこの11条の中に置かれる公平委員会で行うということだと思います。

ただ、その公平委員会も含めた全体的なその事務処理と、事務処理というのは公平委員会の中身の事務ではなくて、例えば人事とか、総務とかと、議会とかというふうな事務はすべてこの総合事務組合で行うというための、そのこの議会の議員だというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 地方自治体が少なくなって、統合して、実際的には10数名が、今まで25名ですか、何名かがやりよった仕事が10数名になるかもわからん。その10数名がやる仕事を、はよ言うたらこのいわゆる新たなできる議会がいわゆる監視といいますか、監視と言うちゃおかしいが、そういう例えば出てきた内容を協議し、そして言うなれば新たな議会でチェックするということになるんじゃないですか。議会という、新たな議会というのは、当然そう

いう、いわゆる議会はそこをチェックするんじゃないですか、機能としては、出てくる仕事。いわゆる統一して事務処理が出てきますよね、そういう例えば統一して出てきた事務処理、日常的には10数名がやる。10数名がちょっと誤解があったらあと答弁求めておきたいと思うんですが、それを例えば日常業務をすると、一方では一般職員が日常業務をしますと。それで議会としては、その日常業務等のあり方についていろいろ協議してやってく、中身をやっぱり見ていくというのがこの議会の役割じゃないかと思うんですが、そのところは私の誤解ですか。ちょっと答弁求めておきたいというふうに……

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 今、公平委員会ちょっと限定して発言されておりますが、全体的にこの山口県下におけます消防団員補償等組合、あるいは非常勤職員公務災害、退職手当組合、災害基金組合いろいろございます。これは現況では、現況というか以前は町村会の職員の中で2人ぐらいが担当者としてこういった事務を処理しておりました。したがって、いろいろな事務を処理するのに組合今ばらばらになっておりますが、今度は市町総合事務組合の中で一括してやっていこうということでございまして、今までもそれぞれの組合にいわゆる選任された委員さん等々がいらっしやいました。これも合併することによってある程度のいわゆる経費の節減ということにもつながるでしょうし、事務の節減ということにもつながるということで集約されたものでございますから、今回新たに初めて出てきたものではございません。その辺を御理解ください。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 非常に、今言われたように、中身としてはそういう事務をやりますよと、そういう事務、いわゆる……

議長（新山 玄雄君） 済いません、4回目でした。

議員（16番 広田 清晴君） 4回目。

議長（新山 玄雄君） 失礼。ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 僕も今ちょっと同じように疑問を持ちましたんですが、いわゆる組合議会の構成が首長側が8人、いわゆる議会側が2人、だからこの構成が広田議員は、僕も思いました。この8人对2人という構成がバランスが悪いんじゃないかというのが質問だと思います。僕もそういうふうに思っていました。

で、僕の質問は、いわゆる下の方にあるんですが、管理者なり、それから議員は報酬、いわゆる給料を支給をしないというふうにきちっと規約でうたってありますけども、収入役、それから監査委員、執権を有する監査委員2人ですが、これについてはそれがうたっていないわけですが、どのように、これはまたいわゆる管理者がいわゆる規約でするのかどうか、その辺ちょっと御答弁願います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。監査委員につきましては、管理者が議会の同意を得て執権を有する者のうちから2人、組合議員のうちから1人を選任するということになっております。

それから、収入役につきましては、また議会で同意を得て収入役を選任するということになります。

報酬につきましては、監査委員は報酬はありますが、組合議員につきましては、今までどおり報酬は無報酬ということで、今回のこの総合事務組合の設立というのがいわゆる経費の節減と、今の負担金程度で運営していくという考え方がありますので、今までどおり報酬はなしということになります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 課長、もう1回ゆっくり言うよ。収入役については給与はどのようなのか。今の執権を有する監査役については給料を出すというが、じゃ、何ぼ出すんかというのがこれにうたっていないからどうなるんかという意味で質問しよる。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 組合議会は、またこれが設立ということで、各自治体の同意が得られれば、今度は管理者、副管理者等も決まり、それから今の収入役の報酬とかというようなものについては、そこで決められるものであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第29号山口県市町総合事務組合の設立について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第48・議案第30号

議長（新山 玄雄君） 日程第48、議案第30号柳井地区広域消防組合理約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第30号柳井地区広域消防組合理約の変更につきまして補足説明を申し上げます。

本案は消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に交付、施行されたことに伴いまして、柳井地区広域消防組合理約第10条第1項中、第12条を第11条第1項に改めるため、同組合理約の一部変更について議会の議決をお願いするものでございます。要するにその法の改正によりまして上ずれが起こったということございまして、特に内容ではないと思っております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第30号柳井地区広域消防組合理約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第49．議案第31号

日程第50．議案第32号

日程第51．議案第33号

議長（新山 玄雄君） 日程第49、議案第31号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第51、議案第33号むつみ荘の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第31号、32号、33号の補足説明を一括して申し上げます。

議案第31号の油宇集会施設の指定管理者の指定につきましてでございますが、本案は周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

この施設は自治会組織油宇自治会の区域に位置をいたしておりまして、現在、管理委託をお願い

いしておるところでございます。また、自治会活動の拠点ともなっているところでございます。よって、施設の設置目的からも、これから引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが最良と判断をし提案をさせていただきました。なお、非公募で指定管理料が発生する場合の指定期間は1年ありますが、このたびの期間は平成18年の10月1日から19年の3月31日の6カ月間というふうに予定をいたしております。

次に、32号でございますが、小泊集会施設の指定管理者の指定でございます。油宇集会施設と全く同じ状態でございます。現在、小泊地区に管理委託をお願いし、また自治会活動の拠点となっているところでございます。施設の設置目的からいたしましても引き続き小泊自治会を指定管理者と指定することが最善と考えまして提案をさせていただいております。ここも非公募の指定管理料が発生する施設でございますが、指定期間は10月からという年度の途中でございしますので、平成19年の3月31日までということにいたしております。

次に、議案第33号でございますが、むつみ荘の指定管理者の指定でございます。本案は周防大島町コミュニティー施設の設置条例に定めるむつみ荘の指定管理の指定でございますが、この施設は現在町直営で運営をいたしておりますが、このたび施設が位置をいたしております自治会組織土居自治会から指定管理者の指定の申し出がありました。施設の設置目的からも土居自治会の指定管理者に指定することがより有効な活用ができるものと判断し提案させていただきました。

なお、非公募で指定管理料が発生しない場合の指定管理期間は5年間というふうな基準を設けておりますが、今回初めて指定管理をお願いするということでございまして、土居自治会の意向を受けまして、このたびの期間は平成18年の10月1日から平成20年の3月31日までの1年半を予定をいたしております。何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第31号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号むつみ荘の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第31号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第32号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号むつみ荘の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第52、議案第34号

議長（新山 玄雄君） 日程第52、議案第34号平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第34号平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結にきまして補足説明を申し上げます。

本工事は去る8月30日にアイサワ工業株式会社外15社による指名競争入札の結果、最低入札者が2社による同額となり、くじによりユタカ工業株式会社に6,806万7,000円で落札をいたしました。つきましては、消費税を加えました7,147万350円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。施工場所は西三蒲から小松地区にまたがる地域でありまして、工事概要につきましては、峠地区の大島第2配水地からちょうど三蒲久賀線、国道437号線、

県道飯の山公園線を經由して瀬戸受水槽に至る5,135メートルの配水管を布設する工事でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 入札について質疑をしちよきたいというふうに思いますが、私がこうずっと議会の中で見てくると、実際的に95近くが特殊な事情において、実際的に95近くが17年度事業があったわけなんです、実際的に今回入札諸費価格ということになると、実際的には90を切ったという状況なんかどうなのか、ちょっと報告を求めておきたいというふうに思います。いや、計算できんけえ。

議長（新山 玄雄君） 計算したらわかる。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 82%です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、9月21日木曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午後3時27分散会